上越市水防計画

令和6年3月

上 越 市

目次

第1章	総則	1
1. 1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	水防の責任等	2
1.4	水防計画の作成及び変更	5
1.5	津波における留意事項	6
1.6	安全配慮	6
第2章	水防体制	7
2. 1	水防体制(水害及び土砂災害時)	7
2. 2	水防体制(津波災害時)	14
2.3	関係機関の連絡系統	22
第3章	重要水防箇所	23
3. 1	重要水防箇所の設定基準	23
第4章	予報及び警報	25
4. 1	気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報	25
4. 2	洪水予報河川における洪水予報	34
4. 3	水位周知河川における水位到達情報	38
4. 4	水防警報	44
第5章	水位等の観測、通報及び公表	55
5. 1	水位の観測、通報及び公表	55
5. 2	雨量の観測及び通知	61
第6章	気象予報等の情報収集	62
第7章	ダム・水門等の操作	70
7. 1	ダム・水門等	70
7. 2	操作の連絡	70
7. 3	連絡系統	70
第8章	通信確保	71
8. 1	通信状態の確認	71
8. 2	要配慮者に対する配慮	71
8.3	通信の確保	71
第9章	水防施設及び輸送	73
9. 1	水防倉庫及び水防資器材	73
9. 2	輸送の確保	73
第10章	水防活動	74
10.1	水防配備	74
10.2	巡視及び警戒	75
10.3	水防作業	76

10.4	緊急通行	76
10.5	警戒区域の指定	76
10.6	住民等の避難(河川・高潮又は高波)	77
10.7	住民等の避難(津波)	87
10.8	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	88
10.9	緊急排水(津波)	88
10.10	非常配備の解除	88
第 11 章	防災関係機関の相互協力体制	89
11.1	河川管理者の協力及び援助	89
11.2	市からの応援要請	89
11.3	消防機関に対する広域応援要請	90
11.4	自衛隊への災害派遣要請	91
11.5	特定緊急水防活動(第 32 条)	92
11.6	関川姫川水防連絡会への参加	92
11.7	企業(地元建設業者等)との連携	93
11.8	住民、自主防災組織等との連携	93
第 12 章	費用負担と公用負担	94
12.1	費用負担	94
12.2	公用負担	94
第 13 章	水防報告等	96
13. 1	水防概況報告	96
13.2	水防活動実施報告	96
第 14 章	水防訓練	101
14. 1	水防訓練	101
14. 2	津波避難訓練	101
第 15 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置等	等. 102
15. 1	洪水対応	102
15. 2	津波対応	106
第 16 章	水防協力団体	107
16.1	水防協力団体の指定	107
16.2	水防協力団体の業務	107
16.3	水防協力団体と消防団等の連携	107
16.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	107
(資料編)		
重要水原	5箇所一覧	108
警報•	主意報発表基準一覧表	121
水防倉區	軍位置図・水防資器材一覧表	122
消防団の	つ管轄区域	124
水防工汽	上一 覧表	132

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体である上越市(以下「市」という。)が、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

用語	内 容
用	
1. 17+ 555 TH [T] (H-	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合
水防管理団体	者しくは水害予防組合をいう(法第2条第2項)。(本計画では、断りのない場
	合は上越市を指す。)
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものを
	いう(法第4条)。(上越市は、昭和30年度に知事が指定。)
I tale both water what	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水
水防管理者	害予防組合の管理者をいう(法第2条第3項)。(本計画では、断りのない場合
	は上越市長を指す。)
消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、
113123 1990123	消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあって
行例域例の文	は消防団の長をいう(法第2条第5項)。
水防団	法第6条第1項に規定する水防団をいう。
D. I. Inchia and Je	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条
量水標管理者	第3項)。
	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法
	人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総
水防協力団体	会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容
	とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定し
	た団体をいう(法第36条第1項)。
	流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生
	じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川(洪水予
指定河川洪水予報	報指定河川)について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、
	洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう
	(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)
	第14条の2第2項及び第3項)。
	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがある
	として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報
水防警報	河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によ
	って災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警
	告して行う発表をいう (法第2条第8項、法第16条)。

用 語	内 容
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報指定河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報のことをいう。
水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報 への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。 氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知 河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならな い。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等 に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報指定河川、水位周知河川、特定都市河川及び洪水の発生による災害の発生を警戒するべき河川について、洪水時の円滑かつ迅連な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法第14条)。
浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(法第15条の6)。

※市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない(法第5条第2項)。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりで ある。

(1) 水防管理団体(市)の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する(法第3条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 消防団の設置(法第5条)
- ② 消防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ③ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ④ 水位の通報(法第12条第1項)

- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15条)
- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- ⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、 指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)
- ⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理 した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)
- ⑨ 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- ⑩ 消防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- ⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)
- ⑩ 警戒区域の設定(法第21条)
- (3) 警察官の援助の要求(法第22条)
- ⑭ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- ⑤ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- ⑩ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- ① 避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑱ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ⑩ (指定水防管理団体)水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- ② (指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第34条)
- ② 水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- ② 水防協力団体に対する監督等(法第39条)
- ② 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ② 水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- ② 消防事務との調整(法第50条)

(2) 上越地域消防事務組合の責任

- ① 水防管理者の所轄の下の行動(法第5条第2項)
- ② 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- ③ 水防警報が発せられたとき等の出動又は出動準備(法第17条)
- ④ 警戒区域の設定(法第21条)
- ⑤ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置(法第25条、法第26条)
- ⑥ 公用負担(法第28条)
- ⑦ 水防訓練の実施(法第32条の2)

(3) 県の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防管理 団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災 情報の提供や、洪水予報や水防警報及び水位到達情報の通知並びに水防資器材の提供 等、河川法(昭和 39 年法律第 167 号、以下同じ。)第 22 条の 2 に定める水防管理団体が行う水防への協力を行う等、水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する(法第 3 条の 6)。

- ① 指定水防管理団体の指定(法第4条)
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項)
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- ④ 都道府県水防協議会の設置(法第8条第1項)
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知(法第10条第3項)
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知(法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- ⑧ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項)
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- ① 県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)
- ② 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示(法第16条第1項、 第3項及び第4項)
- ③ 水防信号の指定(法第20条)
- ⑭ 避難のための立退きの指示(法第29条)
- ⑤ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(法第30条)
- (16) 消防団員の定員の基準の設定(法第35条)
- ⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ® 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言(法第48条)

(4) 国土交通省の責任

洪水、津波、高潮又は高波により、水災の発生が想定される区域における水防管理 団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災 情報の提供や、洪水予報や水防警報及び水位到達情報の通知並びに水防資器材の提供 等、河川法第 22 条の 2 に定める、水防管理団体が行う水防への協力を行う責任を有 する。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条の2)
- ② 洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表(法第12条)
- ④ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項)
- ⑤ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の4)
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)
- ⑧ 水防警報の発表及び通知(法第16条第1項及び第2項)
- ⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示(法第31条)
- ⑩ 特定緊急水防活動(法第32条)

- ⑪ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ② 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(法第48条)

(5) 河川管理者の責任

① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握 に関する情報提供及び助言(法第15条の12)

(6) 気象庁の責任

- ① 気象予報及び警報の発表及び通知(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)
- ② 洪水予報の発表及び通知(法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

(7) 居住者の義務

- ① 水防活動への従事(法第24条)
- ② 水防通信への協力(法第27条)

(8) 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報(法第25条)
- ② 決壊後の処置 (法第26条)
- ③ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④ 津波避難訓練への参加(法第32条の3)
- ⑤ 業務の実施等(法第36条~第38条)

1.4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、上越市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に遅滞なく届け出るものとする。また、水防管理者は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は発生地点から当該沿岸部までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動 を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

「洪水」、「高潮又は高波」又は「津波警報等が解除される等水防活動が安全に行える 状態でかつ必要と認める場合の津波」のいずれにおいても、消防団員や樋門操作員、樋 門パトロール職員はそれぞれ自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。 消防団員は避難誘導や水防作業の際も、自身の安全を確保しなければならない。

(消防団員等の安全配慮)

- ① 消防団員は、水防活動時に複数で出動し、可能な限りライフジャケットを着用する。 樋門操作員は複数で作業し、防災ラジオを携行し安全チョッキを着用する。
- ② 消防団員は、水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ③ 消防団員は、水防活動時にラジオの携行等、最新の気象情報等を入手し実施する。
- ④ 消防団の指揮者は、水防活動が長時間に渡るときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。また、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑤ 消防団の指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、 必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑥ 消防団の指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する 合図等を事前に徹底する。
- ⑦ 市は、消防団員に対し、出水期前に洪水時の安全確保について、周知徹底を図る。
- ⑧ 津波浸水想定の区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、 活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として避難を優先する。

第2章 水防体制

市の水防体制を以下に示す。

- 2.1 水防体制(水害及び土砂災害時)
- 2.1.1 市の組織体制及び職員の配備
 - (1) 初動体制
 - ■警戒待機体制
 - \downarrow
 - ■災害警戒本部



■災害対策本部

① 警戒待機体制

防災危機管理部長は、気象警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれが高まった場合、関係部長と協議の上、警戒待機体制を整備し、担当課及び各区総合事務所が連携して気象情報をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。

なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名 しておく。

	1		
設置基準	気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがあると認めたとき		
実施責任者等	責 任 者: 防災危機管理部長		
	副責任者:危機管理監		
	【事務局:危機管理課】		
	①グループ1	②グループ2(指示があるまで待機する)	
	• 危機管理課長	総合政策課長、総務課長、財政課長、道路課	
	· 市民安全課長	長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、	
L#	• 原子力防災対策室長	福祉課長、生活援護課長、高齢者支援課長、	
構成員	• 広報対話課長	健康づくり推進課長、国保年金課長、幼児保	
グループ1・2	• 地域政策課長	育課長、産業政策課長、産業立地課長、農政	
	· 都市整備課長	課長、農村振興課長、農林水産整備課長、教	
	• 区総合事務所次長	育総務課長、学校教育課長、ガス水道局総務	
		課長	
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、災害応急活動準備		
	①災害発生のおそれが解消したとき		
廃止基準	②災害警戒本部を設置した	とき	

注) 気象警報等とは大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、暴風 特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、大雪特別警報、大雪警報及び噴 火警報をいう。噴火警報は妙高山及び新潟焼山を対象に発表されたもののみとする。

② 災害警戒本部

(ア) 市長が指名する副市長は、気象警報等に加え、水防及び土砂災害に関する警報等が発表され、市域に風水害及び土砂災害等が発生するおそれがさらに高まり、市民等の迅速な避難行動が必要であると判断した場合、市長の指示により災害警戒本部を設置し、関係部局及び各区総合事務所の連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する。

なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置場所	市役所木田庁舎
	次のいずれかによる
設置基準	①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、高齢者等避難の発令が見
	込まれるとき
	②土砂災害前ぶれ注意情報の発表が見込まれるとき
	③市域に災害の発生が見込まれるとき
	④市長が必要と認めたとき
	本 部 長:市長が指名する副市長
実施責任者等	副本部長:他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、教育次長
	本 部 員:部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長(本部長指名)
	*状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係)上越市災害対策
一件 灰 貝	本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する(災害対策本部設置時
土な伯勤的合	に準じた活動)
	①災害発生のおそれが解消したとき
廃止基準	②災害応急対策が概ね完了したとき
	③災害対策本部を設置したとき

(イ) 区災害警戒本部

各区総合事務所長は、災害警戒本部が設置されたときは、総合事務所に区災 害警戒本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における 警戒活動及び災害応急対策を実施する。

設置場所	各区総合事務所	
設置基準	災害警戒本部が設置されたとき	
	本 部 長:総合事務所長	
実施責任者等 副本部長:次長 本 部 員:全グループ長		
		構成員
活動内容	全グループの連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する	
廃止基準	災害警戒本部が廃止されたとき	

- (2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置
 - ① 災害対策本部
 - (ア) 市長は、気象警報等により避難指示等の発令が必要であると見込まれるとき、 又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に 設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設置場所	市役所木田庁舎	
	次のいずれかによる。	
	①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難指示等の発令が見込	
凯 栗 甘 潍	まれるとき	
設置基準	②土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき	
	③市域に大規模な災害が発生したとき	
	④市長が必要と認めたとき	
	本 部 長:市長	
字歩書に老筮	副本部長:副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、教育次長	
実施責任者等	本 部 員:部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長、	
	上越地域消防局消防局長(本部長指名)	
構成員	全 職 員	
活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する	
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき	
	②その他、災害対策本部長が認めたとき	

(イ) 災害対策本部設置及び廃止の通知

市長(災害対策本部長)は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置又は廃止 したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関に通知する。

(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準

市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。 なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組 織運営規程」において別に定める。

配備名	配備基準	配備体制
	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、	おおむね全職員の
	避難指示等の発令が見込まれるとき	1/2 の数の職員が従
第一配備	② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき	事する。
	③ 市域に大規模な災害が発生したとき	
	④ 市長が必要と認めたとき	
	①市域に大規模な災害が発生し、第一配備体制で	全職員が従事する。
第二配備	は対処できないとき	
	②市長が必要と認めたとき	

(エ) 災害対策本部会議の構成員及び業務

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて 災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席 を要請する。

構 成 員	業務
本 部 長:市長	①情報の収集、伝達に関すること。
副本部長:副市長、教育長、ガス水	②職員の配備体制に関すること。
道事業管理者、理事、教	③災害応急対策の協議・決定に関すること。
育次長	④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
本 部 員:部局長、危機管理監、会	⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。
計管理者、総合事務所長、	⑥現地災害対策本部の設置に関すること。
上越地域消防局消防局長	⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関する
(本部長指名)	こと。
【事務局:情報収集・統括班】	

(オ) 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者(災害対策本部長:市長)が不在時 における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

- ・第 1・2 順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長
- ・第3順位 教育長
- ・第4順位 ガス水道事業管理者
- 第5順位 理事
- ·第6順位 教育次長

(カ) 区災害対策本部

各区総合事務所長は、災害対策本部が設置されたときは、総合事務所に区災 害対策本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における 災害応急対策を実施する。また、総合事務所長は、不在時における職務代理者 をあらかじめ指名しておく。

設置場所	各区総合事務所	
設置基準	災害対策本部が設置されたとき	
	本 部 長:総合事務所長	
実施責任者等	副本部長:次長	
	本 部 員:全グループ長	
構成員	全 職 員	
活動内容	全グループの連携の下に災害応急対策を実施する	
廃止基準	災害対策本部が廃止されたとき	

② 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に 推進する必要があると認めたときは、被災地を管轄する総合事務所庁舎(区災害 対策本部)若しくは近接の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

設置基準	災害対策本部長が必要と認めたとき	
	本 部 長:災害対策本部長が指名	
構成員	副本部長: "	
	本部員: "	
主な活動内容	①情報の収集及び伝達	
	②現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整	
	③現地の災害応急対策の実施	
	④その他必要な事項	
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき	
	②その他、災害対策本部長が認めたとき	

(3) 勤務時間内外における参集・初動対応

① 勤務時間内における初動対応

勤務時間内に災害が発生した場合は、市役所庁舎内の勤務者はもちろんのこと、 庁舎外の施設勤務者も本章 2.1.1(1)、(2)の配備基準及び配備体制に基づき応急対策 を実施する。

木田庁舎以外の施設の長又は各区総合事務所長は、応急対策を実施するととも に、直ちに木田庁舎(災害対策本部)との情報伝達手段の確認を行う。

①来庁者等の安全確保

留意

・来庁者等、施設利用者等の安全確保を最優先とし、冷静に適切な措置 (パニックの防止、避難誘導等)を行う。

②庁舎外で執務中の場合

事項

- ・出張等で勤務場所を離れている場合は、上司と連絡を取り、指示を求める。
- ・連絡が取れない場合は、自主的に勤務地等に戻る。

② 勤務時間外における参集・初動対応

- (ア) 勤務時間外において、災害が発生するおそれ、又は発生した場合で参集の対象となる職員は、連絡を受けたときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ参集する。
- (イ) 被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄の区総合事務所 へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在に ついて所属長へ確実に連絡する。

参集手段	災害状況に応じ、適切な手段とする
	①参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告する。
参集途上の措置	②要救護者を発見したときは救護措置に当たった後、速やかに参集する。
服装・装備	自分の身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する
	服装や装備で参集する。
その他	職員本人の負傷、又は家族が生命に関わるような負傷をした場合等でど
	うしても勤務場所への登庁が不可能な場合は、所属長等へ連絡する。

(4) 職員配置の把握及び職員派遣

- (ア) 災害対策本部設置時において、各部長及び各区災害対策本部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難であると判断した場合は、災害対策本部統括調整部長に応援を要請する。
- (イ) 統括調整部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配 備に努める。
- (ウ) 特に、各区災害対策本部は人員が少ないことから、市域全体の被害状況も掌握した上で迅速に職員派遣を行い、全庁一体となった災害対策を行う。

2.1.2 関係機関連絡員室の設置

市は、災害時の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に関係機関連絡員室を併設する。

関係機関連絡員室には、原則として次の関係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、 必要に応じて職員を駐在させる。

なお、この関係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐 在することができる。

設置場所	災害対策本部 (市役所木田庁舎)	
	陸上自衛隊第 5 施設群、高田河川国道事務所、上越海上保安署、上越地	
関係機関	域振興局、新潟県警察、上越地域消防局、NPO 法人新潟県災害救援機構、	
	ネクスコ東日本上越管理事務所	
	①市域内の被害状況把握	
主な活動内容	②市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整	
	③その他必要な事項	
携 行 品	所属との連絡のための無線機等を持参する。	

2.1.3 防災関係機関の組織体制

災害初動対応が必要な防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する ため、それぞれの業務計画等に定められた体制を整備する。

市に関係機関連絡員室が設置されたときは、防災会議構成機関は可能な範囲内で

職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

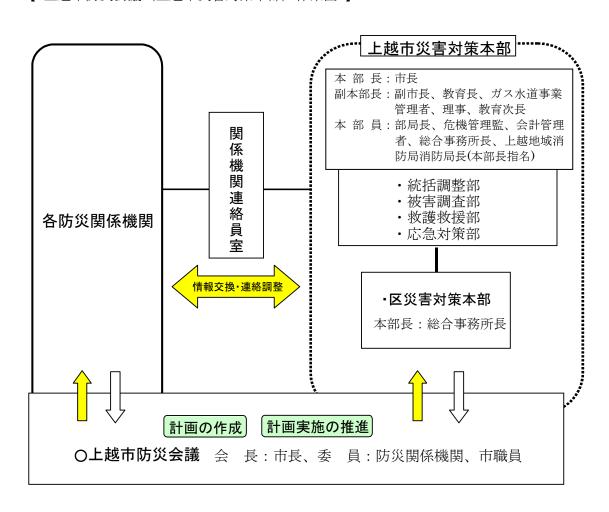
2.1.4 応援要請等

風水害等による被害が甚大で、市の職員だけでは十分な応急対策活動が行えないと予想されるときは、状況に応じて速やかに協定市等や県、他市町村に職員の派遣等の応援協力を要請するものとし、第11章「防災関係機関の相互協力体制」に基づき行う。

2.1.5 新潟県現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、新潟県現地対策本部が 設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。連携に当たっ ては、新潟県総合防災情報システムを活用する。

【 上越市防災会議(上越市災害対策本部) 体系図 】



[(参照)上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第1節]

2.2 水防体制 (津波災害時)

2.2.1 市の組織体制及び職員の配備

- (1) 初動体制
 - ■警戒待機体制

 \downarrow

■災害警戒本部



■災害対策本部

① 警戒待機体制

防災危機管理部長は、市内で震度 4 の揺れを観測したとき、又は市長が必要と認めたときは、警戒待機体制を整備し、担当課及び各区総合事務所が連携して津波警報等をはじめとする各種情報の収集及び提供等を開始する。

なお、構成員となる各グループの課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

<u> </u>			
二 平 甘 淮	①市内で震度4の揺れを観測したとき(自動設置)		
設置基準	②市長が必要と認めたとき		
実施責任者等	責 任 者:防災危機管理部長		
	副責任者:危機管理監	副責任者:危機管理監	
	【事務局:危機管理課】		
	①グループ1	②グループ2(指示があるまで待機する)	
	· 危機管理課長	総合政策課長、総務課長、財政課長、道路課	
	· 市民安全課長	長、河川海岸砂防課長、生活排水対策課長、	
構成員	· 原子力防災対策室長	福祉課長、国保年金課長、産業政策課長、農	
グループ 1・2	· 広報対話課長	政課長、農村振興課長、農林水産整備課長、	
	· 地域政策課長	教育総務課長、ガス水道局総務課長	
	· 都市整備課長		
	· 区総合事務所次長		
主な活動内容	情報収集・提供、警戒活動、	、災害応急活動準備	
廃止基準	①災害発生のおそれが解消	したとき	
	②災害警戒本部を設置した	とき	

注) 市内の震度は、新潟地方気象台の発表する震度による。

② 災害警戒本部

(ア) 市長が指名する副市長は、市内で震度5弱の揺れを観測したとき、津波予報 区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき、又は市長が必要と認め たときは、災害警戒本部を設置し、関係部局及び各総合事務所の連携の下に警 戒活動及び災害応急対策を実施する。

なお、構成員となる課長等は、参集させる職員をあらかじめ指名しておく。

設置場所	市役所木田庁舎
	①市内で震度5弱の揺れを観測したとき(自動設置)
設置基準	②津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき(自動設
	置)
	③市長が必要と認めたとき
	本 部 長:市長が指名する副市長
実施責任者等	副本部長:他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、教育次長
	本 部 員:部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長(本部長指名)
	*状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。
排	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第 1 (第 4 条関係) 上越市災害対
構成員	策本部組織図で定める担当課等の長
主な活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する(災害対策本部設置時
	に準じた活動)
	①災害発生のおそれが解消したとき
廃止基準	②災害応急対策が概ね完了したとき
	③災害対策本部が設置されたとき

(イ) 区災害警戒本部

各総合事務所長は、災害警戒本部が設置されたときは、総合事務所に区災害 警戒本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における警 戒活動及び災害応急対策を実施する。

なお、状況に応じ、設置する区を限定する場合がある。

設置場所	各総合事務所
設置基準	①市内で震度 5 弱の揺れを観測したとき (自動設置)
	②津波予報区「新潟県上中下越」に津波注意報が発表されたとき
	③市長が必要と認めたとき
	本 部 長:総合事務所長
実施責任者等	副本部長:次長
	本 部 員:全グループ長
構成員	各総合事務所長があらかじめ指名した職員
活動内容	全グループの連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する
廃止基準	災害警戒本部が廃止されたとき

(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

① 災害対策本部

(ア) 市長は、市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき、津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報、津波警報が発表されたとき、又は市域に相当規模の災害が発生、若しくは発生が予想され必要と認めたときは、災害対策本部を設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。

設 置 場 所	市役所木田庁舎	
	①市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき (自動設置)	
	②津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表	
設置基準	されたとき (自動設置)	
	③市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と	
	認めたとき	
	本 部 長:市長	
字歩書に孝筮	副本部長:副市長、教育長、ガス水道事業管理者、理事、教育次長	
実施責任者等	本 部 員:部局長、危機管理監、会計管理者、総合事務所長	
	上越地域消防局消防局長(本部長指名)	
構成員	全 職 員	
活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する	
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき	
	②その他、災害対策本部長が認めたとき	

(イ) 災害対策本部設置及び廃止の通知

市長(災害対策本部長)は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関に通知する。

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外の施設等に設置したときは、県及び関係機関に対し連絡する。

(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準

市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。 なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組 織運営規程」において別に定める。

配備名	配備基準	配備体制
	①市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予	おおむね全職員の 1/2
第一配備	想され市長が必要と認めたとき	の数の職員が従事す
		る。
	①市内で震度5強以上の揺れを観測したとき	全職員が従事する。
	②津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報	
第二配備	又は津波警報が発表されたとき	
	③第1配備体制では対処できないとき	
	④市長が必要と認めたとき	

(エ) 災害対策本部会議の構成員及び業務

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき及びその後も必要に応じて 災害対策本部会議を招集するものとし、必要な場合は、関係機関の職員の出席 を要請する。

構 成 員	業務
本 部 長:市長	①情報の収集、伝達に関すること。
副本部長:副市長、教育長、ガス水	②職員の配備体制に関すること。
道事業管理者、理事、教	③災害応急対策の協議・決定に関すること。
育次長	④県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
本 部 員:部局長、危機管理監、会	⑤関係機関に対する応援又は要請に関すること。
計管理者、総合事務所長、	⑥現地災害対策本部の設置に関すること。
上越地域消防局消防局長	⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関する
(本部長指名)	こと。
【事務局:情報収集・統括班】	

(オ) 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者(災害対策本部長:市長)が不在時 における職務代理者は、次の順位により指揮命令を確立する。

・第 1・2 順位 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則に規定する順序による副市長

第3順位 教育長

・第4順位 ガス水道事業管理者

• 第 5 順位 理事

・第6順位 教育次長

(カ) 区災害対策本部

各総合事務所長は、災害対策本部が設置されたときは、総合事務所に区災害対策本部を設置し、木田庁舎及び隣接する区と連絡を密にし、各区における災害応急対策を実施する。また、総合事務所長は、不在時における職務代理者をあらかじめ指名しておく。

なお、状況に応じ、設置する区を限定する場合がある。

設置場所	各総合事務所	
	①市内で震度 5 強以上の揺れを観測したとき (自動設置)	
	②津波予報区「新潟県上中下越」に大津波警報又は津波警報が発表され	
設置基準	たとき	
	③市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され市長が必要と認め	
	たとき	
	本 部 長:総合事務所長	
実施責任者等	副本部長:次長	
	本 部 員:全グループ長	
構成員	全 職 員	
活動内容	全グループの連携の下に警戒活動及び災害応急対策を実施する	
廃止基準	災害対策本部が廃止されたとき	

※庁舎が被災し、庁舎以外の施設等に設置したときは、災害対策本部に連絡する。

② 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、被害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に 推進する必要があると認めたときは、被災地を管轄する総合事務所庁舎(区災害 対策本部)若しくは近接の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

設置基準	災害対策本部長が必要と認めたと	
	本 部 長:災害対策本部長が指名	
構成員	副本部長: "	
	本 部 員: "	
主な活動内容	①情報の収集及び伝達	
	②現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整	
	③現地の災害応急対策の実施	
	④その他必要な事項	
廃止基準	①災害応急対策が概ね完了したとき	
	②その他、災害対策本部長が認めたとき	

(3) 勤務時間内外における参集・初動対応

① 勤務時間内における初動対応

勤務時間内に災害が発生した場合は、市役所庁舎内の勤務者はもちろんのこと、 庁舎外の施設勤務者も本章 2. 2. 1(1)、(2)の配備基準及び配備体制に基づき応急対策 を実施する。

木田庁舎以外の施設の長又は各総合事務所長は、応急対策を実施するとともに、 直ちに木田庁舎(災害対策本部)との情報伝達手段の確認を行う。

①来庁者等の安全確保

留意

・来庁者等、施設利用者等の安全確保を最優先とし、冷静に適切な措置 (パニックの防止、避難誘導等)を行う。

②庁舎外で執務中の場合

項

事

- ・出張等で勤務場所を離れている場合は、上司と連絡を取り、指示を求める。
- ・連絡が取れない場合は、自主的に勤務地等に戻る。

② 勤務時間外における参集・初動対応

- (ア) 勤務時間外において地震又は津波が発生したときは、テレビ、ラジオ等により市内における震度情報や大津波警報・津波警報・津波注意報を把握し、対象となる参集基準のときは、勤務場所若しくはあらかじめ定められた場所へ参集する。
- (イ) 被害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの区総合事務 所へ登庁し、責任者の指示に基づき災害対策に従事する。この際、自己の所在 について所属長へ確実に連絡する。

	<u> </u>
参集手段	原則として自転車、バイク又は徒歩
	①参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属長に報告
4 # W L o ## ##	する。
参集途上の措置	②要救護者を発見したときは救護措置に当たった後、速やかに参
	集する。
服 装·装 備	自分の身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に
	適する服装や装備で参集する。
その他	職員本人の負傷、又は家族が生命に関わるような負傷をした場合
	等でどうしても勤務場所への登庁が不可能な場合は、所属長等へ
	連絡する。

(4) 職員配置の把握及び職員派遣

- (ア) 災害対策本部設置時において、各部長及び各区災害対策本部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害対応が困難であると判断した場合は、災害対策本部統括調整部長に応援を要請する。
- (イ) 統括調整部長は、災害の状況及び職員の動員状況等を掌握し、職員の適正配 備に努める。
- (ウ) 特に、各区災害対策本部は人員が少ないことから、市域全体の被害状況も掌握した上で迅速に職員派遣を行い、全庁一体となった災害対策を行う。

2.2.2 関係機関連絡員室の設置

市は、津波被害等の情報収集、分析、処理及び応急対策を関係機関相互の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部に関係機関連絡員室を併設する。

関係機関連絡員室には、原則として次の関係機関が可能な範囲内で職員を派遣し、 必要に応じて職員を駐在させる。

なお、この関係機関以外の機関であっても、市災害対策本部と協議し、派遣・駐 在することができる。

設 置 場 所	災害対策本部 (市役所木田庁舎)	
	陸上自衛隊第 5 施設群、高田河川国道事務所、上越海上保安署、上越	
関係機関	地域振興局、新潟県警察、上越地域消防局、NPO 法人新潟県災害救援機	
	構、ネクスコ東日本上越管理事務所	
①市域内の被害状況把握		
主活動内容	②市災害対策本部及び関係機関との情報交換・連絡調整	
	③その他必要な事項	
携行品	所属との連絡のための無線機等を持参する。	

2.2.3 防災関係機関の組織体制

地震又は津波に対する初動対応が必要な防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、それぞれの業務計画等に定められた体制を整備する。

市に関係機関連絡員室が設置されたときは、防災会議構成機関は可能な範囲内で職員を派遣し、必要に応じて職員を駐在させる。

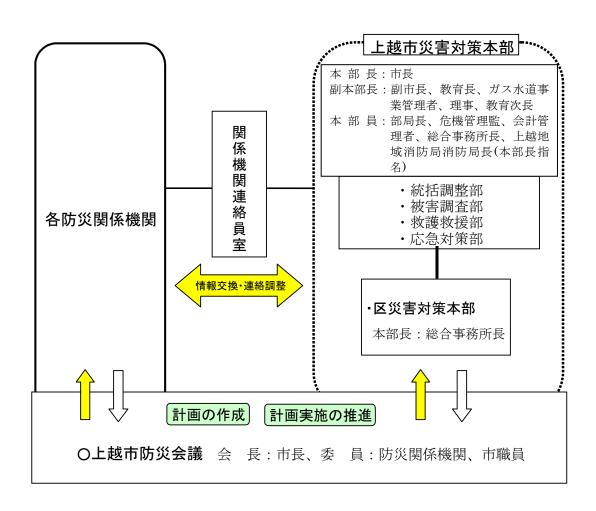
2.2.4 応援要請等

地震又は津波による被害が甚大で、市の職員だけでは十分な応急対策活動が行えないと予想されるときは、状況に応じて速やかに協定市等や県、他市町村に職員の派遣等の応援協力を要請するものとし、第11章「防災関係機関の相互協力体制」に基づき行う。

2.2.5 新潟県現地災害対策本部との連携

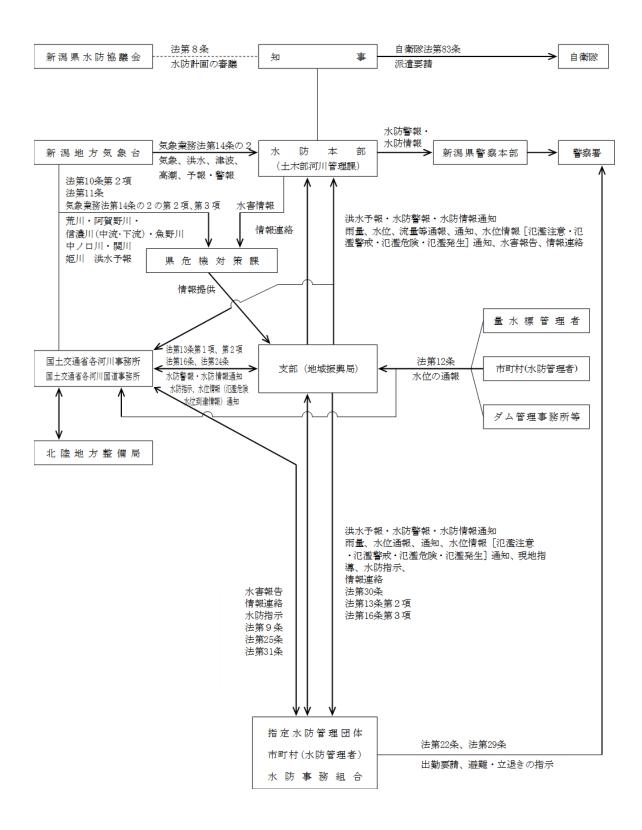
市及び防災関係機関は、市域内に大規模な地震又は津波が発生し、新潟県現地対 策本部が設置された場合には、相互に連携し、災害応急対策の実施にあたる。

連携に当たっては、新潟県総合防災情報システムを活用する。



[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第1節]

2.3 関係機関の連絡系統



通報連絡系統は、上図基本系統に従って、通報連絡し、やむを得ない事情により、この 系統によることのできない場合は、あらゆる連絡手段を尽くして、確実迅速に通報連絡を する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3.1 重要水防箇所の設定基準

重要水防箇所評定基準(案) 河川

区分		重要	度	要 注 意 区
種別	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	A 区間 で、特に水 防時に重点 的に巡視す べき区間	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画 高潮位)が現況の堤防高を越える箇 所。	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画 高潮位)と現況の堤防高との差が 堤防の計画余裕高に満たない箇 所。	
堤 体 漏 水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法句配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の度歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 消防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴(被災状況が確認で きるもの)があり、安全が確認さ れていない箇所、又は堤防の機能 に支障は生じていないが、進行性 がある堤体の変状が集中している 箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体 の変状の履歴(被災状況が確認で きるもの)はないが、堤体の土質、 法句配等からみて堤防の機能に支 障が生じる堤体の変状の生じるお それがあると考えられる箇所。 消防団等と意見交換を行い、堤 体漏水が生じる可能性が高いと考 えられる箇所。	
基礎地盤水		堤防の機能に支障が生じる基礎 地盤漏水に関係する変状の履歴(被 災状況が確認できるもの)があり、 類似の変状が繰り返し生じている 箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防 の機能に支障が生じる変状の生じ るおそれがあり、かつ堤防の機能に 支障が生じる基礎地盤漏水に関係 する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 消防団等と意見交換を行い、基礎 地盤漏水が生じる可能性が特に高 いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 消防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床 が深掘れしているがその対策が未 施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作 物の突出箇所で、堤防護岸の根固め 等が洗われ一部破損しているが、そ の対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険 に瀕した実績があるが、その対策が 未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床 が深掘れにならない程度に洗掘さ れているが、その対策が未施工の 箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に 基づく改善措置が必要な堰、橋梁、 樋管その他の工作物の設置されて いる箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の 桁下高等が計画高水流量規模の洪 水の水位(高潮区間の堤防にあって は計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の 桁下高等と計画高水流量規模の洪 水の水位(高潮区間の堤防にあっ ては計画高潮位)との差が堤防の 計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に 堤防を開削する 工事箇所又は仮 締切り等により 本堤に影響を及 ぼす箇所。
新堤防・破堤 跡・旧川跡			新堤防で築造 後3年以内の箇 所。 破堤跡又は旧 川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置さ れている箇所。

重要水防箇所評定基準(案) 海岸

		7// 1 /	17 亿 五 十 (未) 1 6 7 -		
		区分	水防上最も重要な区間	次に重要な区間	やや危険な区間
種別			A	В	С
堤	防	高	既設堤防高が計画堤防高以下で 背後地に公共施設及び人家が接 している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背 後地に人家が多く特に注意を要 する区域。	堤防高は計画堤防高であるが注 意を要する区域。
漏	水 箇	所	堤防より漏水の実績があるもの またはその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる 箇所。
水(衝 箇	所	護岸が破損しているもの又は破 損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意 を要する区域。
洗		掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場 合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する 区域。
堤 体	この強	度	施工してから年数がたち全体的 に破損し又過去に大きな破損の 実績のあるもの。	施工してから年数がたち堤体に 破損があるもの。またはその恐れ が十分あるもの。	近年施工したものであるが注意 を要する区域。

重要水防箇所一覧については、資料編に記載のとおり

第4章 予報及び警報

4.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における特別警報、警報、注意報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。その際、地方公共団体等の防災機関や住民が風水害による危険度を具体的に把握できるよう、危険度が高まる時間帯や場所を色分けして示した表や地図(危険度分布(通称:キキクル))など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努めるものとする。

知事は、特別警報、警報、注意報又は気象情報の通報を受けた時は、速やかにこれを 関係地方機関及び市長に伝達する。また、気象情報等の通報についても、必要と認める 事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、防災情報伝達システムによる一 斉メールによるほか、新潟県防災行政無線、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会 新潟放送局の放送等により周知を図る。

市長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、特別警報に係る警報事項を公衆に周知させる等、速やかにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知する。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水警報及び注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

4.1.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

(1) 特別警報の発表基準一覧(気象)

気象等に関する特別警報の発表基準(気象庁 HP)

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html

現象の種類	基準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度 場合	の降雨量となる大雨が予想される
暴風	※1.年27、中の改年の4月の日和	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程 度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪	及の価値区外圧により	高波になると予想される場合
見 日 宏	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風	
暴 風 雪 	が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 気象情報

(全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報)

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、 特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合 等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3) 警報・注意報の地域細分

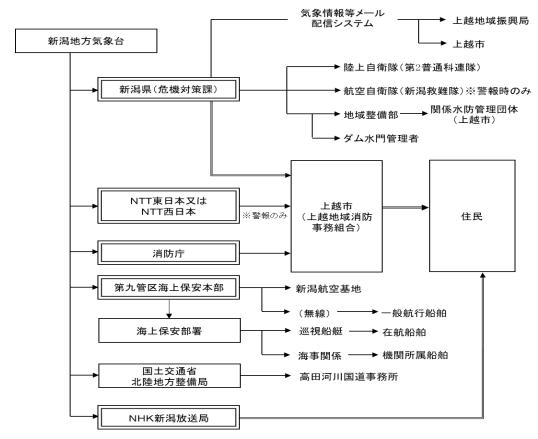
一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
上越	上越市	上越市

- ・一次細分区域:府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性 及び地理的特性により府県予報区を分割。
- ・市町村等をまとめた地域:二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況 を地域的に概観するために、災害特性や県等の防災対 応などを考慮してまとめた区域。

[(参照)上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第3節]

(5) 警報等の伝達経路及び手段(気象)

警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。



- 注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第8条第 1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注 2 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知又は周知の措置が 義務付けられている伝達経路。
 - 注) 関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める

4.1.2 津波に関する大津波警報、警報、注意報等

(1) 大津波警報·津波警報·津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもと に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(2) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

		発表される津波の	高さ	
津波警報 等の種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区 分)	巨大地震の 場合の発表	想定される被害と取るべき 行動
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10m) 5m (3m<予想高さ≦5m)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人 は津波による流れに巻き込 まれる。沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台や津波 避難ビルなど安全な場所へ
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3m以 下の場合	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い)標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいるは、ただちに高台や津波避難じルなど安全な場所へらまでする。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m以 下の場合であって、 津波による災害の おそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流出し小型船舶が転覆 する。海の中にいる人はただ ちに海から上がって、海岸か ら離れる。海水浴や磯釣りは 危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海 に入ったり海岸に近付いた りしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間 に合わない場合がある。

津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。 このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した 場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続する ことや留意事項を付して解除を行う場合がある。 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、 市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安 全確保は基本的には発令しない。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(4) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や 予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発 表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津 波の高さを5段階の数値 (メートル単位) 又は「巨大」 や「高い」という言葉で発表
		[発表される津波の高さの値は、表(津波警報等の 種類と発表される津波の高さ等)参照]
津波情報	各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測 値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを 津波予報区単位で発表(注2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

注1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、 津波が到達中であることを伝える。(下表参照)

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
入伴似音和	1m以下	「観測中」と発表
\frac{1}{2} \frac\	0.2 m以上	数値で発表
津波警報	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小 さい場合は「微弱」と表現)

注2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された 最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から 推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定 高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。(下図参照)

沖合で観測された津波の最大波 (観測値及び沿岸での推定値) の発表内容

発表中の 津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表 内容
十油油数却	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値と も数値で発表
大津波警報	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値と も数値で発表
净似音 和	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値と も数値で発表

(5) 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻であ る。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(6) 津波予報の発表

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容 を津波予報で発表する。

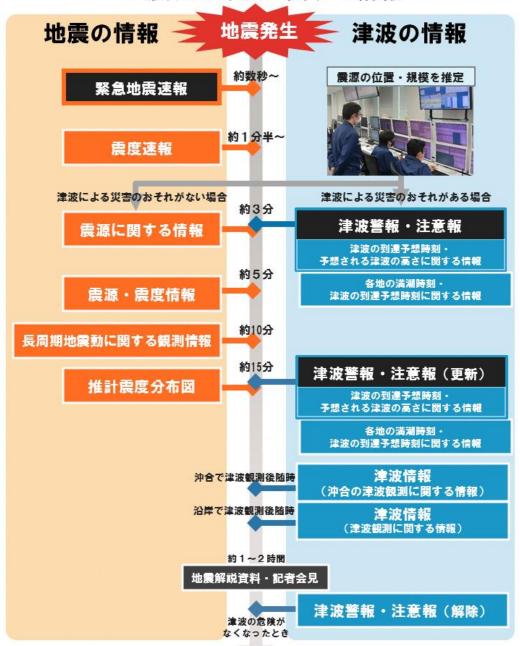
	発表基準	内 容
	津波が予想されないと き。(地震情報に含めて 発表)	津波の心配なしの旨を発表
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面 変動が継続するとき。(津 波に関するその他の情報 に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(7) 津波予報区

予報区	区域
新潟県上中下越	佐渡市を除く
佐渡	佐渡市に限る

(8) 地震及び津波に関する情報発表の流れ

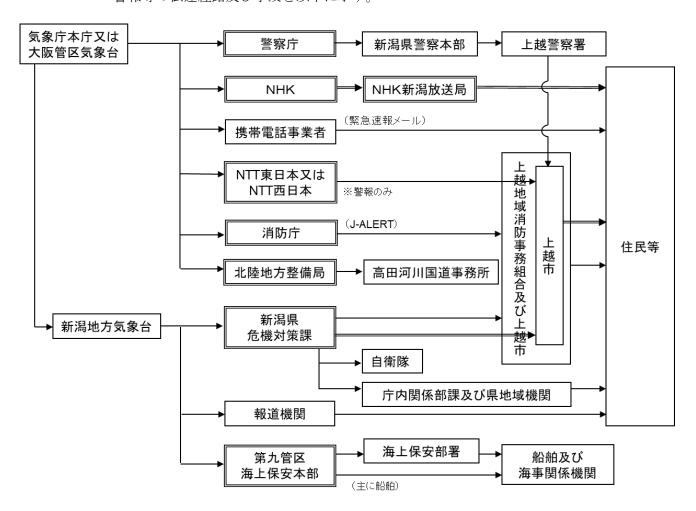
地震及び津波に関する情報



注:津波の心配がない場合はその旨を地震の情報に 記載する。 注:若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載すると共に「津波予報」を発表し、対象予報区を記載する。

(気象庁資料から抜粋)

(9) 警報等の伝達経路及び手段(津波) 警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。



- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて 関係するエリアに配信される。
- 注1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第8条第 1号の規定に基づく法定伝達先。
- 注 2 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知又は周知の措置が 義務付けられている伝達経路。

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第7節]

4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は 知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に 通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、 大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、 市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準				
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に				
(洪水注意報)	水位上昇が見込まれるとき				
氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達するこ				
(洪水警報)	とが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水				
	位上昇が見込まれるとき				
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、あるいは、				
(洪水警報)	水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険				
(供水膏報)	水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき				
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき				
(洪水警報)	信価が光生したとき				

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

① 洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区域				
関川	左岸:新潟県上越市大字島田字諏訪田1572番の2地先から海まで				
	右岸:新潟県上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先から海まで				

② 洪水予報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
関川	高田	上越市 北城町1丁目	3.18m	3.78m	5.05m	5.80m

③ 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署			
関川	高田河川国道事務所			
	新潟地方気象台			

④ 洪水予報文

発表者				第1受報者	İ		第2受報者	İ		第3受報者
国土交通省 気象庁	高田河川国道事務所 新潟地方気象台	→	機関名		→	機関名		→	機関名	

正規

関川氾濫注意情報

関 川 洪 水 予 報 第 〇 号 洪 水 注 意 報 (発 表) 令和 0 0 年 0 月 0 日 0 0 時 0 0 分 たかだかせんごくどうじむしょ 高田河川国道事務所 新潟地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報 [洪水] 】関川では、氾濫注意水位に到達し、 今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】関川の高田水位観測所(上越市)では、 「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。 洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に□ミリの雨が降っています。 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分〜00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
関川流域山間部	000 E J	OO ≅ リ

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
関川流域平野部	000≅IJ	OO≅IJ

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	
保倉川流域	000≅IJ	OO≅IJ	

(水位)

関川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

	水位危険度	レベル1	レベル 2	レベル3	レベル4
観測所名	水位(m)	 	.濫 選 :意 判	難 氾 断 危	-
	00日00時00分の状況 XXX. X↑				
	00日01時00分の予測 XXX. X				
高田	00日02時00分の予測 XXX. X				
水位観測所	00日03時00分の予測 XXX. X				
(上越市)	00日04時00分の予測 XXX.X				
	00日05時00分の予測 XXX.X				
	00日06時00分の予測 XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確定性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性 のある水位」に到達することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(参考資料)

(単位:水位(m))

		(単位·小位(III))
観測所名	高田水位観測所	
11 例 月 石	新潟県上越市	
<u>レベル4水位</u> 氾濫危険水位 [※]	5. 80	
<u>レベル3水位</u> 避難判断水位 [※]	5. 05	
<u>レベル2水位</u> 氾濫注意水位	3. 78	
<u>レベル1水位</u> 水防団待機水位	3. 18	
	関川	
受け持ち区間	左岸 新潟県上越市中央 から上越市島田	
	右岸 新潟県上越市港町 から上越市長者町	
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	新潟県上越市、関川洪水ハ ザードマップの浸水想定区域	

※避難判断水位、氾濫危険水位:水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル 5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル 4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル 2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル 1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから
水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

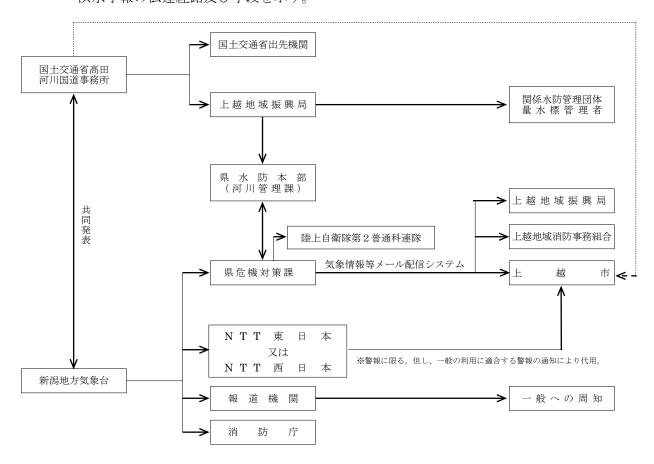
問い合わせ先

水位関係:国土交通省 高田河川国道事務所 ①河川管理課 水防企画係 電話:025-521-4542 (内線) 334

②調査第一課 電話:025-521-4541 (内線) 350

気象関係: 気象庁 新潟地方気象台 電話: 025-281-5871

⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段洪水予報の伝達経路及び手段を示す。



4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、 又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流 量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、 一般に周知させる。

また、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、 大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、 市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき、
氾濫危険情報	あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険
	水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 国及び県が行う水位到達情報の通知

① 国土交通省が水位到達情報の通知を行う河川名、観測所、区域

河川名	観測所	区域
保倉川	佐内	左岸 上越市大字春日新田字桐ノ木 2855 番地の 2 地先から関川合流点まで
	KT 1.1	右岸 上越市頸城区西福島字古城 4 の丁 276 番地先から関川合流点まで

② 新潟県が水位到達情報の通知を行う河川名、観測所、区域

河川名	観測所		区域
		左岸	上越市浦川原区虫川小黒川合流点から上越市三和区末野新田 (一般国道 253 号
	顕聖寺		保倉川橋上流端)まで
	- 興至寸	右岸	上越市浦川原区虫川小黒川合流点から上越市浦川原区飯室(一般国道 253 号保
保倉川			倉川橋上流端)まで
		左岸	上越市三和区末野新田(一般国道 253 号保倉川橋上流端)から上越市大字春日
	遊水地		新田字桐ノ木 2855 番の 2 地先まで
	外水位	右岸	上越市浦川原区飯室(一般国道 253 号保倉川橋上流端)から上越市頸域区西福
			島字古城 4 の丁 276 番地先まで
関川	二子島	左岸	妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田 1572 番の 2 地先まで
大		右岸	妙高市馬場川合流点から上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先まで
	石塚	左岸	妙高市大字窪松原字稲場 1413 番 1 から妙高市下十日市字東古町 143 番
矢代川	11-9%	右岸	妙高市大字窪松原字中川原 1432 番 2 か妙高市柳井田字南浦 1373 番 6
XIVII	石沢	左岸	妙高市下十日市字東古町 143 番から関川合流点まで
	711/	右岸	妙高市柳井田字南浦 1373 番 6 から関川合流点まで
柿崎川	角取	左岸	上越市柿崎区松留字外川地 1305-2 番地から海まで
41114日711	丹収	右岸	上越市柿崎区上中山字池ノ尻 1545 番地から海まで
正善寺川	藤新田	左岸	上越市大字岩木地先市道岩木橋下流から関川合流点まで
正音寸川	除利田	右岸	上越市山屋敷町地先市道岩木橋下流から関川合流点まで
渋江川	渋江川	左岸	妙高市渋江町 1-17 地先十三川合流点から関川合流点まで
125111	1次(工/川	右岸	妙高市小出雲 2-16-21 地先十三川合流点から関川合流点まで

③ 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	発表者
	佐内	下吉新田	-	-	4.67m	-	高田河川国道事務所長
保倉川	顕聖寺	有島	26.05m	26.90m	27.06m	27.48m	上越地域振興局長
	遊水地 外水位	田沢新田	5.63m	6.96m	7.75m	8.38m	上越地域振興局長
関川	二子島	西條	49.44m	50.26m	51.31m	51.95m	上越地域振興局長
矢代川	石沢	石沢	14.05m	15.05m	15.52m	16.37m	上越地域振興局長
大八川	石塚	石塚	58.86m	59.31m	59.70m	60.00m	上越地域振興局長
柿崎川	角取	落合	2.95m	3.60m	3.91m	4.21m	上越地域振興局長
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95m	8.75m	9.05m	9.57m	上越地域振興局長
渋江川	渋江川	渋江町	67.40m	68.45m	68.87m	69.19m	上越地域振興局長

④ 水位到達情報の通知の発表形式

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 水位周知・水防警報の例示 河川名 0011 通知 内 容 種 類 号 数 00 0 水位周知 OOJI 氾濫危険情報 第 号 (観測局) 水防警報 〇〇観測所 出動 区間: 00 ~ 00 号 0 第 警戒レベル 4 令和 〇 年 〇 月 〇 日 〇 時 〇 分 競 ○○地域振興局長 〇〇観測所 其準水位(流量)網測所 堤 防 天 端(流量) m m m 氾濫危険水位 ※1(流量) m m m No. 避難判断水位 容 ※2(流量) m m m 氾濫注意水位 ※3(流量) m m m 水防団待機水位 ※4(流量) m m 累計雨量 [〇〇] 観測所では、 O B 0 時 O 分現在で O mmに達しました。 量 00 観測所では 時~ O 時の1時間で、 時間雨量 OB 0 強い雨が降り続いています。 報 現在は、 〇 時 〇 分現在で ОВ O m (m³/s) です。 観測所では、 [™]堤防天端まであと 〇 mです。 00 氾濫危険水位となり 水位変動量は1時間あたり O m程度です。 上昇中です。 現在は、 時 分現在で $m (m^3/s)$ B 現在の 観測所では、 位 *堤防天端まであと "mです。 水位 Γ (流量) 報 現在は. 水位変動量は1時間あたり m程度です。 分現在で Н 時 $m (m^3/s)$ 観測所では、 ゙mです。 堤防天端まであと n程度です。 現在は、 水位変動量は1時間あたり 小防機関伝 水防機関は、出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒して下さい。] ダムは、 00 0 B 0 時 O 分に 洪水警戒体制を継続中です 佶 Е] ダムは、 日 00 0 0 時 O 分に 洪水調節を開始しました。 堤防は、 一部箇所 で 漏水 する恐れがあります。 防 情 地先名は、次のとおりです。 地先名 支援情 堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。避難情報発令の目安となる水位を超過していますので、避難情報の発令を検討してください。 報衆 避難自由記入 通 知 先 河川事務所 〇〇市 河川管理課 伝 電話番号 025-280-5414 通 報 者 確 受 報 者 通報(受報)時刻 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 時 分 [問い合わせ先] ○○市○○地内の避難情報: 〇〇市〇〇課 0000-00-0000 河川情報: ○○地域振興局地域整備部治水課 [警戒レベル] 内 水 位 5 氾濫発生 氾濫への警戒を求める段階 いつ氾濫してもおかしくない状態 氾濫危険水位 4 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※4

3 **※**2

2 **Ж**3

1

避難判断水位

氾濫注意水位

(警戒水位)

水防団待機水位

[ダムのただし書き操作] 異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階

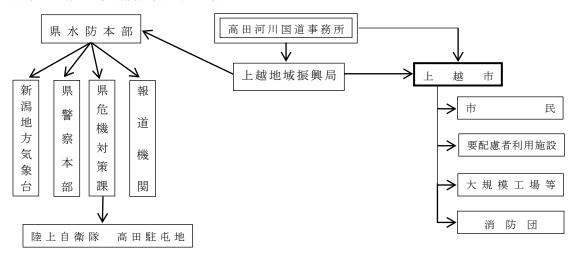
氾濫の発生に対する注意を求める段階

水防団が体制を整える段階

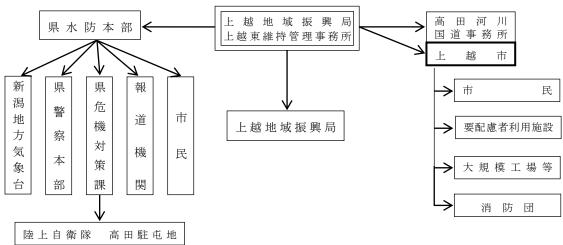
水防団が、出動する目安となる水位です。

⑤ 水位到達情報の伝達経路及び手段 水位到達情報の伝達経路及び手段を示す。

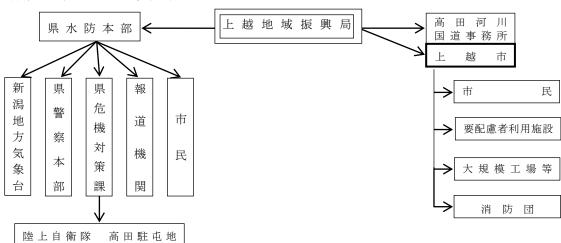
保倉川(佐内観測所)国土交通省

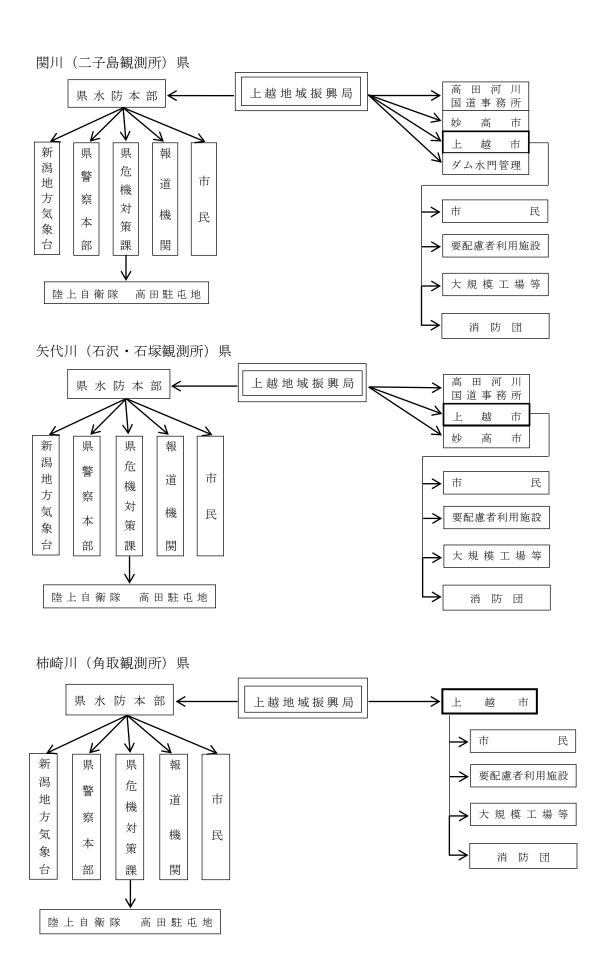


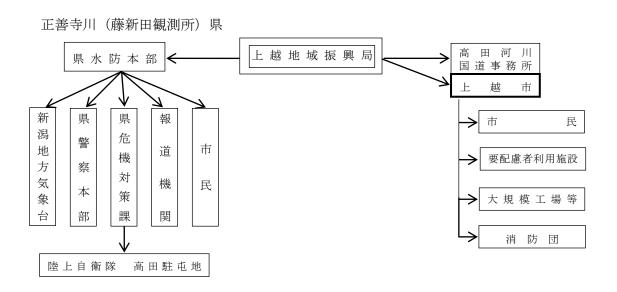
保倉川(顕聖寺観測所)県

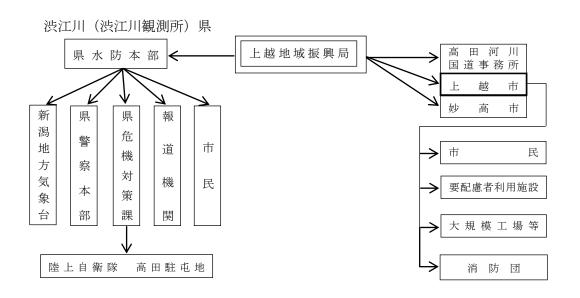


保倉川 (遊水地外水位) 県









4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水 防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動そ の他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように 配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、市は、津波到達時間が短い場合においては、 高台への避難を優先するなど、水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう、 マニュアル等の整備を行う。

4.4.2 河川に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、 又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水 防に関係のある機関に通知する。

(1) 種類及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

段階	種 類	発表基準	内 容
第1段階	準備	雨量、水位、流量、その他の河川 状況等により必要と認められると き	水防に関する情報連絡、水防資器 材の整備点検、水門等の開閉準備、 水防機関に出動の準備を通知する もの
第2段階	出動	水位、流量、その他の河川状況等 により水位が氾濫注意水位(警戒 水位)を越えるおそれがあり、又 は、氾濫注意水位(警戒水位)を 超え、なお増水が予想されるとき	水防機関が出動する必要がある旨 を通知するもの
第3段階	状況	適宜河川状況により必要と認めら れるとき	洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川 状況により特に警戒する事項を通 知するもの
第4段階	解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位) 以下に復帰したとき。 ただし、氾濫注意水位(警戒水位) 以上であっても水防作業を必要と する河川状況が解消したと認めら れるとき	水防活動の終了を通知するもの

(2) 国及び県が行う水防警報

① 国が水防警報を行う河川名、区域(発表者:高田河川国道事務所長)

河川名	区域
月月 [] [左岸 上越市大字島田字諏訪田 1572番の2地先から海まで
関川	右岸 上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先から海まで

② 県が水防警報を行う河川名、区域(発表者:上越地域振興局長)

河川名	区域
/п А ш	左岸 上越市浦川原区虫川小黒川合流点から関川合流点まで
保倉川	右岸 上越市浦川原区虫川小黒川合流点から関川合流点まで
関川	左岸 妙高市馬場川合流点から上越市大字島田字諏訪田 1572 番の 2 地先まで
	右岸 妙高市馬場川合流点から上越市大字新長者原字上川原 1217 番地先まで
矢代川	左岸 妙高市大字窪松原字稲場 1413 番 1 から関川合流点まで
XIVII	右岸 妙高市大字窪松原字中川原 1432番2から関川合流点まで
柿崎川	左岸 上越市柿崎区松留字外川地 1305-2 番地から海まで
	右岸 上越市柿崎区上中山字池ノ尻 1545 番地から海まで
工業去川	左岸 上越市大字上正善寺(正善寺ダム)から関川合流点まで
正善寺川	右岸 上越市大字上正善寺(正善寺ダム)から関川合流点まで
й£ўт III	左岸 妙高市小出雲地先から関川合流点まで
渋江川	右岸 妙高市小出雲地先から関川合流点まで

③ 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	発表者
TOTAL PRODUCTION		7878 H	(通報水位)	(警戒水位)		(洪水特別警戒水位)	7000 1
	顕聖寺	有島	26.05m	26.90m	27.06m	27.48m	上越地域振興局長
保倉川	保倉川 遊水地 外水位		5.63m	6.96m	7.75m	8.38m	上越地域振興局長
関川	高田		3.18m	3.78m	5.05m	5.80m	高田河川国道事務所長
天 /	二子島	西條	49.44m	50.26m	51.31m	51.95m	上越地域振興局長
矢代川	石塚	石塚	58.86m	59.31m	59.70m	60.00m	上越地域振興局長
XIVII	石沢	石沢	14.05m	15.05m	15.52m	16.37m	上越地域振興局長
柿崎川	角取	落合	2.95m	3.60m	3.91m	4.21m	上越地域振興局長
正善寺川	藤新田	藤新田	7.95m	8.75m	9.05m	9.57m	上越地域振興局長
渋江川	渋江川	渋江町	67.40m	68.45m	68.87m	69.19m	上越地域振興局長

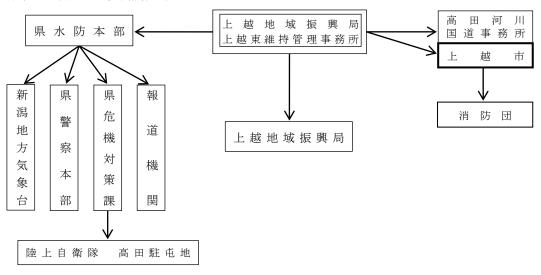
④ 水防警報の発表形式

水位	周知	・水防警報	1の例示			【誓	善戒	レベ	ル4	相当	情報	[洪	水]	1								
河丿			DIII	ĭ	通知	P	内 滔	\$				種	E	类	Đ					号	娄	女
(観測	局)	B) OO			0	水	位 周	知			〇〇川 氾濫危険情報				•	第		号				
莅	ᆂᆅ	レベル	4		0	水	防警	報	00	観測所	出動		区間:			00	~ O	0		第		号
7	5 700	. レベル	4										令	和〇	年	〇 月	0	3 0) 時	0	分	発表
														(00	地域挑	長興局	長				
		基準水体	位(流量)観	則所			0	〇観》	明所													
		, .	天端(流							m				m							m	
No.	内容		永位 ※1(え 水位 ※2(m m				m m							m m	
			**************************************							m				m							m	
	_		機水位 ※40		_	And Any —	······ 1.1			m		_	N #8 ±	m		1-1-1-					m	\dashv
1	雨量	累計雨量 時間雨量	<u> </u>)]			所では 所では	~~~~~	O =	0	時~		分現在 時の							た		
	情報		強い雨が降						<u> </u>					2113 [43				my 1/13				
					観》	則所で	it.		ОВ	0	_		分現在			m						
			[00)]							造危険水	位とな				方天端す						•
	水				į	児仕に	Ι,	上昇	<u>中です。</u> 日	•	時		水位2 分現在		11時[間あたり	(m ³ /s)		1程度	()	0	
2	位情	現在の 水位	[[]	観	則所で	は、		н		HAT	•	<i>J</i> J 5 6/11.		堤隊	□ 5天端∃			•	m 7	* †	
	報	(流量)			3	見在は	t,					7	水位	変動量に	1時間	間あたり		m	程度	です	0	
					御 氵		·/±.		В		時		分現在			m				*		
			[]								٠,	1. //-			方天端:						,
	水				7	現在は	Ε,						水位	変動量に	[1時]	間あたり	•	m	1程度	(c. d)	0	_
3	協	水防機関に	は、出動し	、堤防	きその	他を見	見廻り	、厳	重に警げ	成して「	Fさい。											
	慢達																					
	ダム	[00)] ダ	ムは、		0	В	C) 時	0	分に	洪水	警戒体	制を継	送続中	です				•		
4	情報	[00)] 岁』	ムは、		0	日) 時	0	分に	洪水	調節を	開始し	まし	た。				•		\dashv
	堤防	堤防は、	一部箇所	で漏	水		す	る恐	れがあり	ります。												\dashv
5	等情		は、次のとお				——— 先名															┪
	報 遊 難	堤防が壊れる	などにより浸え	水のおそ	きれがも	あります	广。避 剪	情報多	きつ 目安	ことなるオ	く位を超過	してい	ますので	、避難情	青報の	発令を検	計して	くださ	きい。			\dashv
6	授情報	避難自由	 記入																			\dashv
	等		河川事務所	00) #	1			1			1	1							河川	A200 and	###
6	ž	2 話番号	門川季物別		J 1 1	<u> </u>	*******************************												***************************************	025-		
遊	-	通報者																				
100	8	受 報 者 通報(受報)時刻	u± 八	o±.			u± /\		吐		吐 八	吐		吐		o±.	_	o±.		o±		
		温報(30年(795)	時 分	時	20		時 分		時	77	時 分	h4	分	時:	分	時	分	時	237	Pτ	5.	
		oせ先〕)地内の避難f	唐郵·					$\cap \cap \overline{i}$	†○○課						00	000-0) 	200	<u> </u>			
	青報:		IN TIA.								E備部治水	课				000-0						
「截2:	哎レヘ	ミル〕																				
	レベル 水 位 内 容																					
	5	1 泡濫発生 氾濫への警戒を求める段階																				
	4	17薬を除す位 しょうカボーブ ときかし グラル 分離																				
	3	※ 2	避難判断水位						する警戒													
	2	* 3	氾濫注意水位 (警戒水位)						求めるB なる水位			***********************			~~~~				***************************************	***************************************		
	1	※ 4	水防団須繰水位																			

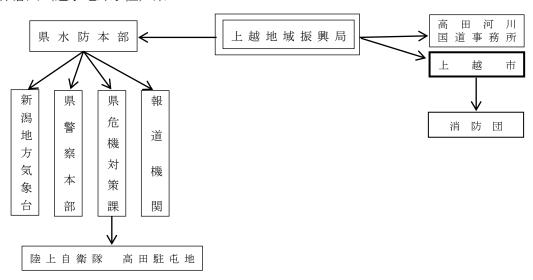
〔ダムのただし書き操作〕 異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

⑤ 水防警報の伝達経路及び手段水防警報の伝達経路及び手段を示す。

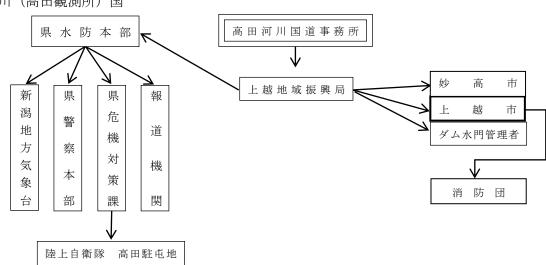
保倉川(顕聖寺観測所)県



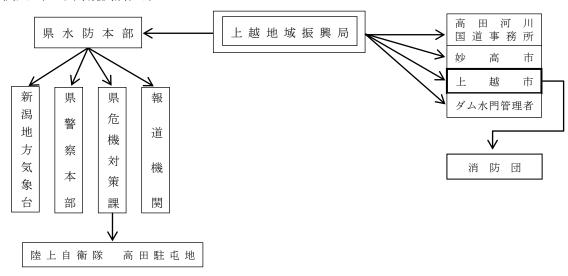
保倉川(遊水地外水位)県



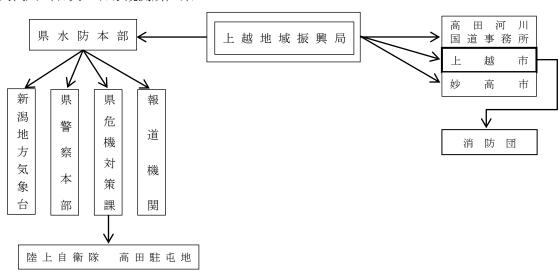
関川(高田観測所)国



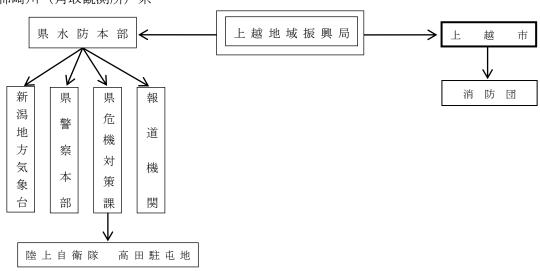
関川(二子島観測所)県

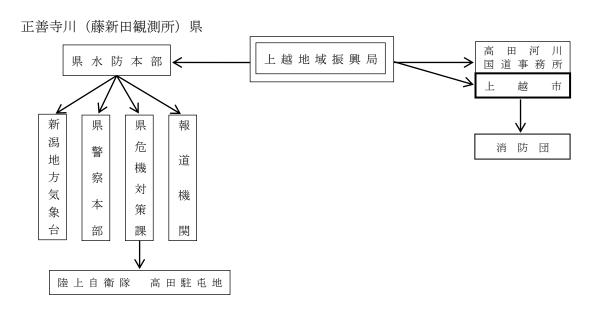


矢代川(石沢·石塚観測所)県

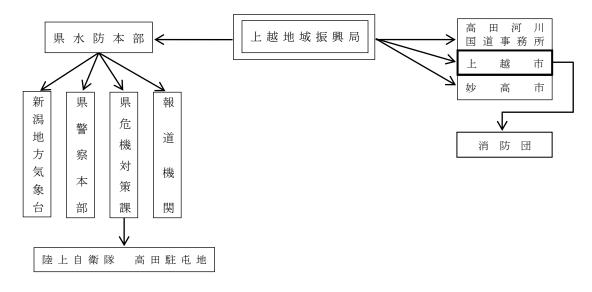


柿崎川 (角取観測所) 県





渋江川 (渋江川観測所) 県



4.4.3 洪水予報、水位到達情報、水防警報の伝達

市は、洪水予報等の伝達に関し次のとおり行う。

(1) 水防に関する情報の収集

気象警報等が発表され、水害等の発生が見込まれるときは、県の河川防災情報システム等を活用して、市域内における降水量及び河川における水位状況等を観察し、その後予想される災害発生に備えた体制を整備する。

(2) 避難指示等の発令

- (ア) 国・県が伝達する氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)等の水位情報やダム放流量等の水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する高齢者等避難及び避難指示等の発令の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。
- (イ) 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の 配慮を要する者(高齢者、障害者、乳幼児等)が利用する施設がある場合は、 直ちに当該施設に情報を伝達し、高齢者等避難を発令するなど、それら施設の 利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(3) 水位の通報及び公表

洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が水防団待機水位(通報水位)を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、市及び県の水防計画に定めるところにより、消防団及び関係者に通報する。

(4) 消防団の出動

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その 他水防上必要があると認めたときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせると ともに、関係機関に連絡する。消防団は、団員の安全を確保し対応する。

[(参照)上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第4節]

4.4.4 津波に関する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

(1) 種類及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で 待機する必要がある旨を警告す るもの	気象庁からの県内沿岸への津波警報等 の発表をもって待機とし、国及び県は 水防警報津波「待機」を発表しない。
出動	水防機関が出動する必要がある 旨を警告するもの	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態でかつ必要と認めるとき(※1)
解除	水防活動の必要が解消した旨を 通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業が解消したと認めるとき。(※2)

※1 津波遡上が水防団待機水位を超過した場合

※2 「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する

(2) 市の非常配備

① 待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、その後の状況を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

② 出動

津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

(3) 国及び県が行う水防警報

津波に対する水防警報を行う河川及び発表機関(発表対象市町村が上越市のもの)

河川名	発 表 機 関						
関川	高田河川国道事務所						
保倉川	新潟県上越地域振興局						
柿崎川	新潟県上越地域振興局						
正善寺川	新潟県上越地域振興局						
矢代川	新潟県上越地域振興局						

(4) 水防警報の発表形式

発 表 番 号 1 号



水防警報(出動)

【発 表】

○○川、××川においては津波遡上による被害について パトロールを実施し、必要な水防活動を行ってください。

各市町村における水防警報(津波)に該当する河川は以下のとおりです。

<u></u>	<u>切言報(洋)及川に該当する利川は以下のとおりです。</u> 対象市町村									
河川名	◇ 市	△△市	■■市	☆☆市						
中ノロ川										
新川 (大通川)										
五十嵐川										
加茂川										
下条川										
刈谷田川										

◎…待機 ●…出動 ×…解除

【現 況】

新潟県に発表されていた、 津波警報 が ○ 日 ○ 時 ○ 分

【被災状況】

【特記】

<問い合わせ先>

	通	知	先	◇市	ムム市	■■市	☆☆市	催 澳川 下洒河 川事 積所	新潟地域整備部	長岡地域整備部	河川管理課	ı
伝	電	話 番	号								025-280-5414	Ì
達 確	通	報	者									ı
認	受	信	者									ı
	通幸	報(受信 刻) 時									ı

発表番号2号

令	和	0	年	0	月	0	日	0	時	0	分
Δ		Δ	t	也	tş	或	振	Ę	興		局

水防警報 (解除)

【発 表】

水防活動を必要とする状況は解消したものと認められるので、

水防警報を解除します。

水防警報(津波)を下記の河川に発表します。

	HD 427 17711 - 3	70-24-0-0-7-0			
			対象市町村		
河川名	◇ 市	규トト	■■市	☆☆市	
中ノロ川					
新川 (大通川)					
五十嵐川					
加茂川					
下条川					
刈谷田川					

◎…待機 ●…出動 ×…解除

【現 況】

新潟県に発表されていた、 **津波警報** が <mark>O 日 O 時 O 分</mark> に解除されました。

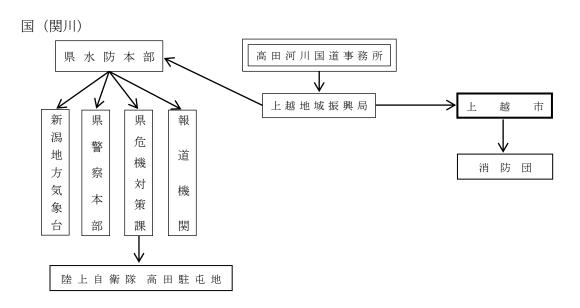
【被災状況】

【特 記】

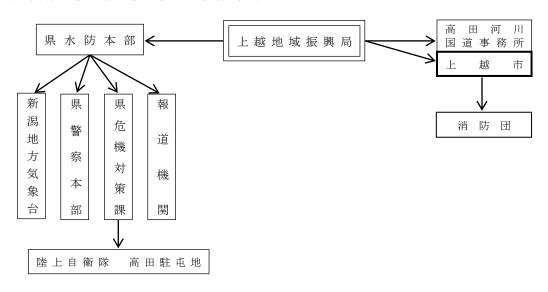
<問い合わせ先>

	通	知	先	◇市	△△市	≡■	☆☆市	信濃川下流河川事務所	新潟地域整備部	長岡地域整備部	河川管理課
伝	電	話 番	号								025-280-5414
達確	通	報	者								
認	受	信	者								
	通幸	股(受信 刻) 時								

(5) 津波に関する水防警報の伝達経路及び手段 水防警報の伝達経路及び手段を示す。



県(保倉川、矢代川、正善寺川、柿崎川)



第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位・潮位観測所について

市内の水位観測所は、国管理の水位観測所が 7 箇所、県管理の水位観測所が 20 箇 所ある。潮位観測所は、国管理の1箇所(直江津港)ある。

【水位観測所】・・・河川の増水・減水状況などを収集・伝達するための観測所 【危機管理型水位計】・・・洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計

指定水位観測所

						水防団	氾濫	避難	氾濫
河川名	観測所名		位	置	量水標管理者	待機水位	注意水位	判断水位	危険水位
197/144	川名 観測所名			里小你百年日	通報	警 戒		(洪水特別)	
		郡市	町村区	大 字		し 水 位 丿	し水 位		警戒水位
関川	高田	上越		北城町一丁目	国土交通省	3. 18	3.78	<u>5. 05</u>	5. 80
保倉川	佐 内	"	頸城	下吉新田	"	_		4. 67	_
保倉川	顕聖寺	II	浦川原	有 島	上越地域振興局長	26. 05	26. 90	27. 06	27. 48
保倉川	遊水池外水位	II		田沢	II	5. 63	6. 96	7. 75	8.38
柿崎川	角取	"	柿 崎	角取	II	2. 95	3. 60	3. 91	4. 21
正善寺川	藤新田	II		藤新田	II	7. 95	8. 75	9.05	9. 57
矢代川	石 沢	11		石 沢	11	14. 05	15. 05	15. 52	16. 37

[※]下線_は零点表示、その他は標高表示

その他の水位観測所(国土交通省所管)

						水防団	氾濫	避難	氾濫
河川名	観測所名		位	置	量水標管理者	待機水位	注意水位	判断水位	危険水位
		郡市	町村区	大 字					
関 川	直江津	上越		中央	国土交通省	_	_	_	_
"	春日山橋	"		木田	11	_	=	_	_
保倉川	有 島	11		浦川原区 有 島	11	_	_	_	_
"	頸城	"		望ヶ丘	,,,	_	_	_	_
矢代川	石 沢	"		石 沢	,,,	_	=	_	_

その他の水位観測所(県所管)

河川名	観測所名		位		量水標管理者	水防団 待機水位 「通 報	氾濫 注意水位 警 戒
		郡市	町村区	大 字		【水 位】	【水 位】
柿崎川	柿崎橋	上 越	柿崎	柿崎	上越地域振興局長	_	_
吉川	代石	"	吉川	代 石	II	—	_
保倉川	三分一	"		下五貫野	11	4. 11	4.81
"	遊水池内水位	"		田 沢	11	_	_
面川	面川内水位	"		春日新田	II	_	_
戸野目川	面川外水位	"		春日新田	11	_	_
飯田川	飯田川	"		東中島	11	_	_
桑曽根川	桑曽根川	"	三和	本 郷	II	_	_
正善寺川	木田	"		木 田 苗代割	11	_	_
青田川	高田新田	"		南高田町	II	_	_
儀明川	儀明川	"		大 貫	II	_	_
櫛池川	櫛池川	"	清里	岡野町	11	_	_
別所川	別所川	"	板倉	長 嶺	11	_	_
大熊川	大熊川	"	"	熊川	11	_	_
名立川	大菅	11	名立	大 菅	11	32. 68	33. 66

その他の水位観測所(国所管・危機管理型水位計)

河川名	川名 観測所名		位 置		堤防 高	観測 開始 水位	危機管理用 設定水位	量水票管理者	観測員	水位計 形式	量水標の ○点高
		郡市	町村区	大字		, ,					
	港町 (関川 0. 4k 右岸)	上越市		港町	3. 73	1. 40		量水標 無し	流量観測 対象外	水晶	
	船場島排水樋管	"		木田	7. 60	3. 27		"	II	水晶	
	金子川排水樋管	IJ		木田	6. 23	1.61		"	11	超音波	
	土橋 (関川 6.0k 左岸)	11		土橋	8. 29	4. 72		11	II	水晶	
	船川排水樋管	"		上島	10. 13	5. 40		"	"	水晶	
関川	上越工業用取水堰 (管理橋)	11		上稲田	10. 32	6. 43		11	11	超音波	
	古川排水樋管	"		鴨島	11. 84	5. 67		"	11	超音波	
	中央橋	11		鴨島	12. 69	6. 51		11	II	超音波	
	鴨島排水樋管	11		新南町	12. 72	7. 84		11	II	超音波	
	島田 (関川 12.0k 左岸)	11		島田	15. 27	12. 21		11	II	水晶	
	長者町 (関川 12.0k 右岸)	11		長者町	15. 43	10.63		11	11	水晶	
	川原町第二排水樋管 (管理橋)	11		川原町	4.00	0. 91		11	11	超音波	
	港橋	"		港町	3. 64	0. 94		11	II	超音波	
保倉川	港町第四排水樋管	"		港町	3. 89	1.00		II	II	超音波	
本倉川	港町第五排水樋管	"		港町	4. 23	1.04		,,,	11	超音波	
	西福島 (保倉川 1.2k 右岸)	"		西福島	4. 32	1. 10		,,,	11	水晶	
	佐内 (保倉川 1.3k 左岸)	"		佐内	4. 55	0. 95		11	"	水晶	

その他の水位観測所(県所管・危機管理型水位計)

河川名	観測所名	位 置		堤防 高	観測 開始 水位	危機管理用 設定水位	量水票管理者	観測員	水位計 形式	量水標の ○点高	
		郡市	町村区	大字		八红		H . TY H			
重 川	福橋	上越市		福田	5. 52	1.63		上越地域 振興局			電波式
大瀬川	藤巻	IJ		藤巻	7. 34	2. 63		"			電波式
矢代川	飛田新田	"		西田中	26. 73	23. 50		II			電波式
桑取川	西山寺	"		西山寺	41.05	38. 23		"			電波式
保倉川	飯 室	"	浦川原区	飯室				上越東維持 管理事務所			電波式
II.	大 平	"	大島区	大平				II			電波式
飯田川	荒井	"	牧区	荒井				"			電波式

(2) 水位の通報

水防管理者は、洪水もしくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を県水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。

(3) 水位の公表

量水標管理者は量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水 位の状況をインターネットにより公表するものとする。

パーソナルコンピューター用 ス マ ー ト フ ォ ン 用 従 来 型 携 帯 端 末 用

http://doboku-bousai.pref.niigata.jp http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_s/ http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen_m/



(PC用)

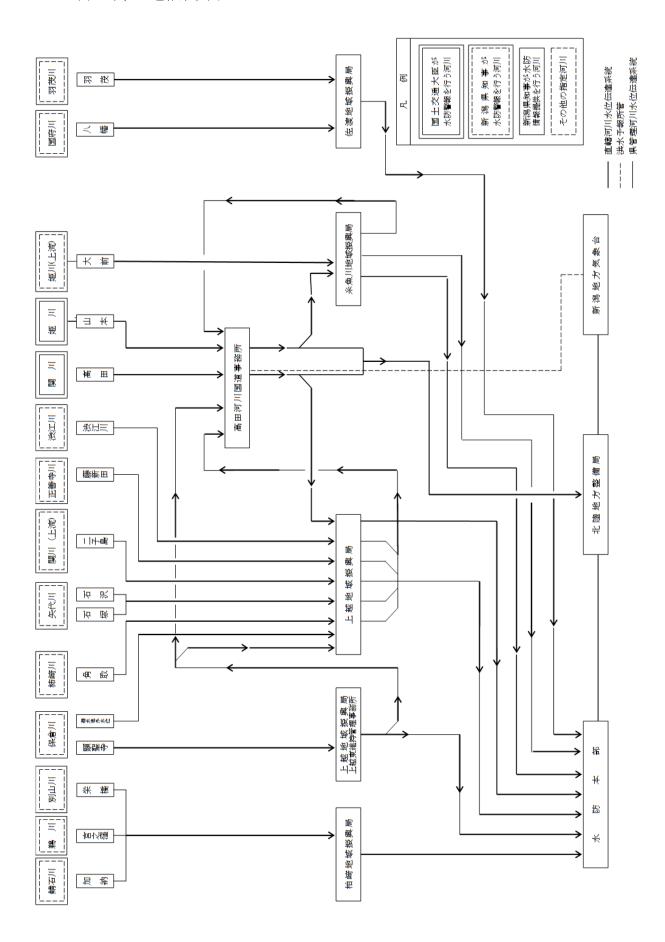


(スマホ用)



(従来型携帯用)

(4) 水位の通報系統図



5.2 雨量の観測及び通知

(1) 雨量観測所について

市内及び市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が 20 箇所ある。また、 国土交通省管理の雨量観測所が 8 箇所、気象庁管理の気象観測所(雨量)が 7 箇所ある。

河川名	観測所名	所 管	河川名	観測所名	所管
関川	二子島	高田河川国道事務所	柿崎川	(柿崎川ダム)	上越地域振興局
関川	{田 口}	上越地域振興局	柿崎川	(北黒岩)	上越地域振興局
関川	一之橋	上越地域振興局	名立川	平 谷	上越地域振興局
関川	猿橋	上越地域振興局	吉川	代 石	上越地域振興局
関川	赤倉	高田河川国道事務所	吉川	尾神	上越地域振興局
正善寺川	(上湯谷)	上越地域振興局	長沢川	長 沢	上越地域振興局
正善寺川	(正善寺ダム)	上越地域振興局	保倉川	{棚 岡}	上越東維持管理事務所
櫛池川	青 柳	高田河川国道事務所	保倉川	{高 尾}	上越東維持管理事務所
矢代川	三頭	高田河川国道事務所	保倉川	{横 川}	上越東維持管理事務所
矢代川	{両善寺}	上越地域振興局	保倉川	菖 蒲	高田河川国道事務所
大熊川	猿供養寺	上越地域振興局	保倉川	安 塚	高田河川国道事務所
飯田川	飯田川	上越地域振興局	保倉川	頸城	高田河川国道事務所
飯田川	原	高田河川国道事務所	桑取川	土口	上越地域振興局
面川	面川	上越地域振興局	名立川	名 立	県企業局

※()はダム関係、{}は砂防関係

観測所名	所 管	所 在
高 田	新潟地方気象台	上越市
大 潟	新潟地方気象台	上越市
川谷	新潟地方気象台	上越市
安塚	新潟地方気象台	上越市
筒 方	新潟地方気象台	上越市
樽本	新潟地方気象台	妙高市
関山	新潟地方気象台	妙高市

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、波高等については、以下のホームページでパソコンや 携帯電話から確認することができる。

○国土交通省防災情報提供センター

https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

- [1]防災情報提供センター
 - リアルタイム雨量
 - ・リアルタイムレーダー
- [2]国土交通省防災情報リンク
 - 国土交通省災害対応
 - ・河川情報 (川の防災情報、水文水質データベース、浸水想定区域図、あなたの 町のハザードマップ)
 - ・気象情報(気象警報・注意報、ナウキャスト(降水・雷・竜巻)、台風情報、 災害をもたらした気象事例、過去の気象データ検索)



○国土交通省防災情報提供センター【携帯端末用】

https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html

- ・河川情報 (川の防災情報)
- ・気象情報 (気象警報・注意報、ナウキャスト (降水・雷・竜巻))



〇気象庁

https://www.jma.go.jp/jma/index.html



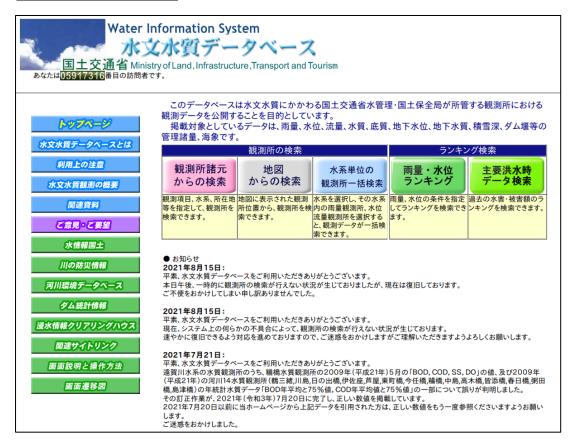
〇国土交通省 川の防災情報

https://www.river.go.jp/index



〇国土交通省水文水質データベース

http://www1.river.go.jp



○国土交通省ハザードマップポータルサイト

https://disaportal.gsi.go.jp



○国土交通省北陸地方整備局管内の浸水想定区域図

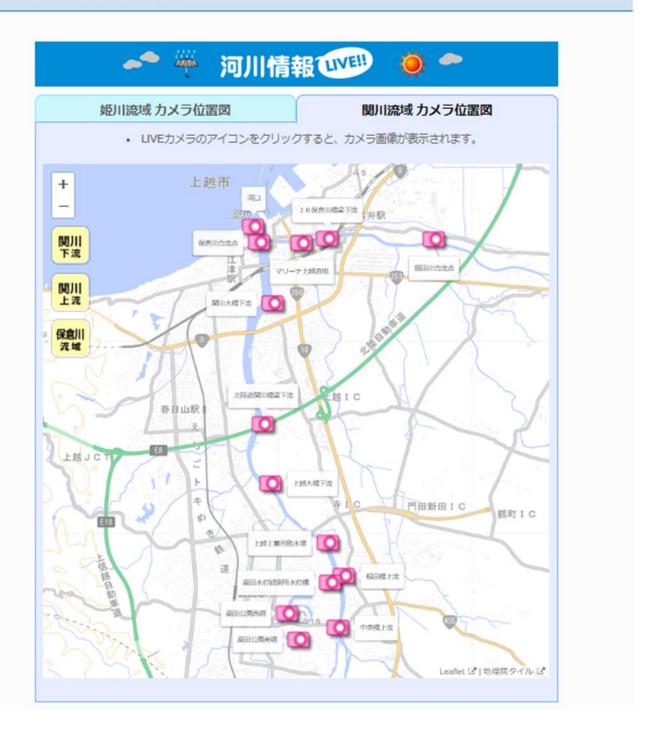
http://www.hrr.mlit.go.jp/river/hanran/pl.html



〇関川・保倉川・姫川 LIVE カメラ

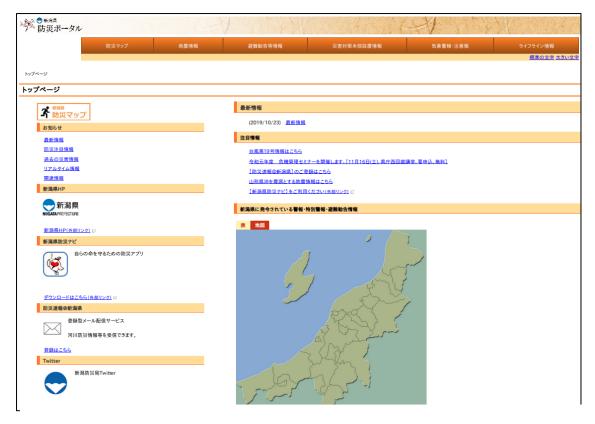
https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/river/424/#

関川・保倉川・姫川LIVEカメラ



○新潟県防災ポータルサイト

http://www.bousai.pref.niigata.jp/contents/index.html



〇新潟県河川防災情報システム

http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/







○新潟県内の浸水想定区域図

http://www.pref.niigata.lg.jp/kasenkanri/1233086526002.html



〇地上デジタル放送による水位・雨量情報提供

NHK新潟放送局



●平常時の項目

- 「水位周知河川」及び「水防情報提供河川」の水位情報をリアルタイムで提供 → 水位レベルで色分け表示(水位の数値は表示されない)
- 水位情報を提供する河川の流域における雨量情報をリアルタイムで提供 → 雨の強さで色分け表示(雨量の数値は表示されない)

●災害時の項目

「河川水位」と「雨量」の情報画面とは別画面で、「避難情報」、「開設避難所情 報」が追加される

〇ケーブルテレビによる水位情報提供

上越ケーブルビジョン (上越管内)

・ケーブルテレビ(上越ケーブルビジョン)を活用して、上越市・妙高市にある水位観 測局の水位データを配信



第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム(洪水)

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、 又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認め たときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河川区間の樋門(洪水)

樋門の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報等が発表されたとき、 又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認め たときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、河川水位が高く、危険な状況が迫っていると判断された場合には、樋門操作 員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。

(3) 河口・海岸付近の樋門(津波、高潮)

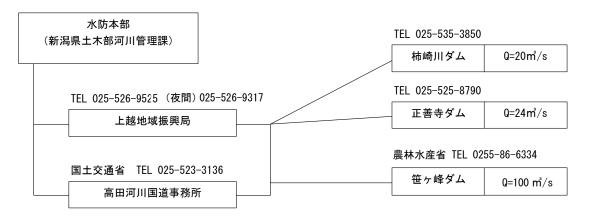
河口・海岸付近の樋門の管理者は、津波注意報等が発表された場合には安全確保のため樋門操作員に樋門の操作をさせずに避難を優先させるなど、樋門操作員の安全確認を最優先にした管理を行うものとする。

7.2 操作の連絡

ダムの管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流地域等の 水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

7.3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は あらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。



第8章 通信確保

水害、地震又は津波による被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ 的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、各種 の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替 通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要 となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

8.1 通信状態の確認

市は、災害発生後 1 時間以内に通信の状態を確認する。市の通信施設が被災により通信が途絶した場合、概ね 3 時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね 6 時間以内に確保する。

8.2 要配慮者に対する配慮

災害発生後、避難行動要支援者や避難支援等関係者並びに要配慮者関係施設に対する情報伝達についてはあらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

8.3 通信の確保

災害発生時の通信の確保のために、市は次のとおり対策を行う。

(1) 防災通信施設機能確認

所管する防災行政無線設備(同報系、移動系)、防災相互通信用無線機、新潟県総合防災情報システム、全国瞬時警報システム(J—ALERT)の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。

(2) 電気通信事業者の設備の利用

災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール(インターネット、LGWAN、ソーシャルネットワーク等)、孤立防止対策用衛星電話が設置されている箇所については、これを利用して通信を確保する。

回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。

(3) 緊急連絡用回線設定

電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、 関係機関との通信を確保する。

(4) 他機関への通信施設支援要請

関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

(5) 応急復旧計画の策定

所管する防災行政無線設備(同報系、移動系)の被災状況及び代替通信手段の確保 状況をもとに復旧計画を策定する。

(6) 非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請し、非常通信は地方非常通信ルートにより行う。

(7) その他の手段

通信の確保について、協定に基づき必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。

(8) 応急復旧工事

復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。

(9) 緊急対策用通信手段の確保

所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、利用可能な通信手段の情報を県から提供を受け、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

(10) 庁舎停電時の対応

木田庁舎、区総合事務所及び避難所等の停電時における通信の確保については、非 常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防 災関係機関に支援を要請する。

[(参照)上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第5節]

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第3節]

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ① 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料編に示すとおりである。
- ② 水防管理者は、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧 用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省高田河川国道事務 所長又は、新潟県上越地域振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

- ① 非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、上越地域振興局長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておく。
- ② 水防管理団体は、市内の重要水防区域についてあらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、上越地域振興局長に提出しておくものとする。
 - ・付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
 - ・万一に備えた多角的輸送路の選定図
- ③ 水防管理団体は、近距離輸送のためのトラックその他輸送車の配備を計画しておくものする。

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 消防団の管轄地域

上越市消防団規則(昭和 47 年 3 月 21 日制定 規則第 25 号)別表第 1 参照 資料編記載のとおり

(2) 消防団の非常配備

市長が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ・市長が自らの判断により必要と認めた場合
- ・水防警報河川にあっては、水防警報が発せられた場合
- ・水防情報提供河川にあっては、水防情報が発せられた場合
- ・津波注意報、津波警報等が発せられた場合
- ・緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

① 消防団に対する非常配備(洪水時)

(ア) 待機

市長はその後の状況を把握することに努め、消防団が直ちに次の段階に速や かに移行できる態勢を整備しておくものとする。

〈待機の指令はおおむね次の状況の際に発する〉

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合。

(イ) 準備

消防団長、副団長は、消防団本部に、分団長以下の団員は、所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、樋門等の水防上需要な工作物のある箇所の警戒、堤防巡視等のため、一部の団員を出動させる。

〈準備の指令は、概ね次の状況の際に発する〉

河川水位が水防団待機水位(通報水位)を越え、なお上昇し、氾濫注意水位(警戒水位)を越える恐れがあるとき。

(ウ) 出動

消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

〈出動の指令は、概ね次の状況の際に発する〉

河川水位が氾濫注意水位(警戒水位)以上に上昇の恐れがあり、出動の必要を 認めたとき。

② 消防団に対する非常配備(津波時)

(ア) 待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、市長は、その後の状況を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で直ちに次の段階に速やかに移行できる態勢を整備しておくものとする。

(イ) 出動

津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況 を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 11 章に定める河川管理者の協力の他、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

(2) 出水時

水防管理者等は、大雨、洪水に関する注意報・警報等が発表されたとき及び雪崩又は融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞等、積雪地域特有の水害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、次のア、イの危険箇所等に対して、河川、海岸等の監視及び警戒巡視を実施するものとする。また、次のウの状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先してただちに水防作業を実施するとともに、河川、海岸等の管理者に報告するものとする。

ア 河川施設

- ・河川水位が氾濫注意水位に近づいている箇所
- ・過去に洪水被害を生じた箇所及び地形地質上の弱堤箇所
- ・土砂災害防止の観点から弱い箇所
- ・二次被害防止の観点からの低標高箇所
- ・主要河川構造物の設置個所

イ 海岸施設

- ・過去に高潮被害を生じた箇所
- ・二次被害防止の観点からの低標高箇所
- ・主要河川構造物の設置箇所

ウ 注意すべき状態

- ・堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ・堤防の上端の亀裂又は沈下
- ・川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ・居住地側堤防斜面の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ・樋門等の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ・橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。(水防作業を必要とする異常状態ごとに、それぞれ適する工法を、参考資料編に示す。)

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、 津波到達時刻等を考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身 の安全確保のための避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

10.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない 空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、 警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.6 住民等の避難 (河川・高潮又は高波)

市は、豪雨等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難に関する情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

10.6.1 市が行う、住民等に対する避難情報の発令等

適切な避難情報の発令及び避難誘導等により、人的被害の発生を防止する。

- (1) 気象情報、河川水位に関する情報及び土砂災害に関する情報等を的確に入手・把握し、市民に対する注意喚起等の広報を早い段階から行う。
- (2) 市長は、防災気象情報等の様々な予測情報や河川水位、降雨量等を考慮し、避難指示等の発令基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。なお、各総合事務所区域内の災害における高齢者等避難の発令については、総合事務所長が発令することができるものとし、この場合、発令後直ちに市長に報告する。
- (3) 避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。
- (4) 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び避難に関する情報をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合で必要があると認めたときは、対象区域内の住民及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し土砂災害警戒情報及び避難に関する情報をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。
- (6) 避難指示等の伝達はあらかじめ定めた方法により、災害情報共有システム(Lアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下本節中同じ。)、FAX、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。
- (7) 危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。
- (8) 危険の切迫性に応じた伝達文の工夫、対象者の明確化等により積極的な避難行動の 喚起に努める。
- (9) 避難住民の誘導に当たっては町内会、自主防災組織、消防団及び県警察等の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を要請する。
- (10) 避難指示等を発令した場合は、ただちに指定避難所等を開設することとし、避難 指示等発令前に住民が自主的に避難した場合は、ただちに職員を派遣し必要な支援を 行う。
- (11) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避

難が必要となった理由等を、ただちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に 報告する。

(12) 旅行者等に対して避難路や避難所等、安否情報等の広報が行える態勢を整える。

10.6.2 住民等の避難に際して市が行う、要配慮者に対する配慮

- (1) 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、高齢者等避難発令時には一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。
- (2) 市民等の避難に当たっては、「個別避難計画」に基づき、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察、民生委員・児童委員及び福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の支援・誘導を行う。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検をする。
- (3) 避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- (4) 避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、県の支援を受ける。

10.6.3 住民等に対する避難情報の発令の主なものと、市民に求める行動

区分	発令時の状況等	求める行動		
【警戒レベル3】 高	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれがある状況	① 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)を開始する。(避難行動を支援する人は、支援行動を開始する。) ② 通常の避難行動ができる人は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)するための準備を開始する。		
【警戒レ ベル4】 避 難 指 示	災害が発生するおそれが高い状況で、通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる人は、避難(立 退き避難)を開始する。ただし、指定 避難所等への避難がかえって危険を伴 う場合等やむを得ないときは、待避・ 垂直避難(屋内安全確保)を行う。		
【警戒レ ベル 5】 緊 安 確 保	災害が発生又は切迫している状況で、すでに安全な避難ができず 命が危険な状況	① 避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② 適切なタイミングで避難しなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等の要因によりまだ避難を開始していない場合は、直ちに避難行動を開始する。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する(緊急安全確保)。		

10.6.4 住民等に対する避難情報の発令基準

河川における避難情報の発令基準の概要は、次の(1)(2)(3)のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発令基準については、災害対応マニュアルで定める。

また、地震や津波、高潮等突発的な自然災害が発生し、必要があると認めたときは、 当該地域の避難行動要支援者等の市民に対し高齢者等避難を発令し、また、危険の切 迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示を発令し適切な避難誘導を 行う。

(1) 高齢者等避難

市長が特に必要と認めたときのほか、高齢者等避難の発令基準は、次のとおりとする。

°			
	河川の種類	発 令 基 準	
ア	洪水予報河川	次の状況において、今後の気象見通しと避難行動要支援者	
	• 関川	が避難に要する時間を考慮し、判断する。	
		① 各観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到	
		達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇	
		する予測が発表されているとき。	
		② 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)	
		で「避難判断水位の超過に相当(赤)」となったとき。	
		③ 堤防に軽微な漏水・浸食が発見されたとき。	
		④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような	
		強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方にか	
		けて、接近・通過することが予想されるとき。(夕刻時	
		点までに発令)	
1	水位周知河川	次の状況において、今後の気象見通しと避難行動要支援者	
	•保倉川	が避難に要する時間を考慮し、判断する。	
	• 矢代川	① 各観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)に到	
	• 正善寺川	達し、上流の水位観測所の水位が急激に上昇している	
	• 柿崎川	とき。	
		② 洪水警報の危険度分布が「警戒(赤)」[警戒レベル 3	
		相当情報(洪水)〕となったとき。	
		③ 堤防に軽微な漏水・浸食が発見されたとき。	
		④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような	
		強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方にか	
		けて、接近・通過することが予想されるとき。(夕刻時	
		点までに発令)	
ウ	その他河川等	次の状況において、今後の気象見通しや周囲の状況等を考	
		慮し総合的に判断する。	
		① 洪水警報の危険度分布が「警戒(赤)」[警戒レベル 3	
		相当情報(洪水)〕となったとき。	

2	堤防に軽微な漏水・浸食が発見されたとき。
3	警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような
	強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方にか
	けて、接近・通過することが予想されるとき。(夕刻時
	点までに発令)

(2) 避難指示

① 市長が特に必要と認めたときのほか、避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

河川の種類		発 令 基 準	
ア	洪水予報河川	次の状況において、降雨の連続による洪水の危険性を考慮	
	• 関川	し判断する。	
		① 各観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到	
		達、または到達が予想され、さらに水位の上昇が見込	
		まれると発表されたとき。	
		② 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)	
		で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」となったとき。	
		③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき。	
		④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い	
		降雨・暴風を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に	
		接近することが予想されるとき。(夕刻時点までに発	
		令)	
		※ 夜間・未明であっても、上記①~④に該当する場合は、	
		躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	
1	水位周知河川	次の状況において、降雨の連続による洪水の危険性を考慮	
	・保倉川	し判断する。	
	・矢代川	① 各観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)に到	
	・正善寺川	達し、上流の水位観測所の水位が急激に上昇している	
	• 柿崎川	とき。	
		② 洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」[警戒レベル 4	
		相当情報(洪水)]となったとき。	
		③ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき。	
		④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い	
		降雨・暴風を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に	
		接近することが予想されるとき。(夕刻時点までに発	
		令)	
		※ 夜間・未明であっても、上記①~④に該当する場合は、	
		躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	

②その44河川笠		
③その他河川等	次の状況において、降雨の連続による洪水の危険性を考慮	
	し判断する。	
	① 洪水警報の危険度分布が「危険(紫)」[警戒レベル 4	
	相当情報(洪水)〕となったとき。	
	② 堤防に軽微な漏水・浸食が発見されたとき	
	③ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い	
	降雨・暴風を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に	
	接近することが予想されるとき。(夕刻時点までに発	
	令)	
	※ 夜間・未明であっても、上記①~③に該当する場合は、	
	躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	

(3) 緊急安全確保

① 市長が特に必要と認めたときのほか、緊急安全確保の発令基準は、次のとおりとする。

河川の種類	発 令 基 準
ア 洪水予報河川	「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を
• 関川	中心とした行動変容を特に促す必要があると判断したとき
	に発令する。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず
	発令するものではなく、また、これら以外の場合において
	も居住者等に行動変容を求めるために発令する。
	① 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)
	で「氾濫している可能性(黒)」となったとき。
	② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生
	等により決壊を確認したとき、または決壊のおそれが
	高まったとき。
	③ 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき。
イ 水位周知河川	「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を
• 保倉川	中心とした行動変容を特に促す必要があると判断したとき
• 矢代川	に発令する。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず
• 正善寺川	発令するものではなく、また、これら以外の場合において
• 柿崎川	も居住者等に行動変容を求めるために発令する。
	① 洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」[警戒レベ
	ル5相当情報(洪水)]となったとき。
	② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生
	等により決壊を確認したとき、または決壊のおそれが
	高まったとき。
	③ 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき。

ウ その他河川等	「立退き避難」を中心とした行動から、「緊急安全確保」を	
	中心とした行動変容を特に促す必要があると判断したとき	
	に発令する。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず	
	発令するものではなく、また、これら以外の場合において	
	も居住者等に行動変容を求めるために発令する。	
	① 洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」[警戒レベ	
	ル5相当情報(洪水)]となったとき。	
	② 水位観測所の水位が堤防高に到達したとき。	

② 上越市に関係する、水防警報の対象となる水位観測所 第5章「5.1水位の観測、通報及び公表」のとおり。

10.6.5 住民等の避難に関する市の対応

(1) 市民等の自主避難に対する対応

避難指示等の発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに避難所等を開設 し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。

- (2) 避難指示等の発令、伝達
 - ① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難指示等 を発令するとともに、避難所等を開設する。
 - ② 避難指示等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置(屋内安全確保)については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退き(立退き避難)を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに発令する。防災行政無線、防災ラジオ及び広報車等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。
 - ・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由
 - ・避難時の注意事項・屋内待避、垂直避難等の安全確保措置
 - ③ 危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。
 - ④ 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難 が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

(3) 避難誘導

- ① 避難者は、可能な限り町内会、自主防災組織等を単位とした集団による避難を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、町内会や自主防災組織、関係機関等から避難経路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難経路を選定する。

10.6.6 避難情報発令の実施者

区 分	実施者	発令の基準	根拠法令
高齢者等避難	市 長 区総合事務 所長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間 を要する者が避難行動を開始し、避難指示 発令時に円滑かつ迅速な避難を実施させる 必要があるとき。	災害対策基本 法(昭和30年 法律第233号、 以下同じ。)第 56条第2項
	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、 市民の安全を確保するため、立ち退き又は 屋内での待避等の安全確保措置の必要があ るとき。	災害対策基本 法第 60 条第 1 項
	警察官海上保安官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本 法第 61 条第 1 項 警察官職務執 行法(昭和 23 年法律第 136 号)第 4 条
避難指示	災害派遣を 命ぜられた 自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭 和29年法律第 165号)第94 条
	知 事	災害の発生により、市長がその全部又は大 部分の事務を行うことができなくなったと き。	災害対策基本 法第 60 条第 6 項
	知事又はそ の命を受け た職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退き の必要があるとき。	地すべり等防 止法(昭和33 年法律第30 号)第25条
	知事、その 命を受けた 県職員又は 水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退き の必要があるとき。	法第 29 条
緊急安全確保	市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、避難のための立退きを行うことによりかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する必要があるとき(緊急安全確保措置)。	法第 60 条第 3 項

			災害対策基本
			法第 61 条第 1
	***	市長が緊急安全確保措置を指示することが	項
	警察官海上保安官	できないと認められるとき、又は市長から	警察官職務執
		要請があったとき。	行法(昭和 23
			年法律第 136
			号)第4条
緊急安全確保	(() 中) () 中子		自衛隊法(昭
	災害派遣を	緊急安全確保措置の指示を必要とする場合	和29年法律第
	命ぜられた自衛官	で、現場に警察官がいないときに限る。	165 号) 第 94
			条
		災害の発生により、市長がその全部又は大	災害対策基本
	知 事	部分の事務を行うことができなくなったと	法第 60 条第 6
		き。	項

10.6.7 避難情報の市民への主な伝達手段

地域	広 報 手 段
合併前の	防災ラジオ、防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報
上越市メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	
**************************************	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
安塚区	内会長宅電話·FAX等
津川臣区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
浦川原区	内会長宅電話·FAX等
十百尺	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
大島区	内会長宅電話·FAX等
## 57	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
牧区	内会長宅電話·FAX等
壮 恢 [7]	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
柿崎区	内会長宅電話·FAX等
上海 豆	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
大潟区	内会長宅電話·FAX等
頸城区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
現城區	内会長宅電話·FAX等
吉川区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
百川区	内会長宅電話·FAX等
H-987 57	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
中郷区	内会長宅電話·FAX等
七人口	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
板倉区	内会長宅電話·FAX等
注田区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
清里区	内会長宅電話·FAX等
⊒ ₹ n □	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
三和区	内会長宅電話·FAX等
夕去区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メール、広報車、町
名立区	内会長宅電話·FAX等

※ 上記のほか、FMじょうえつ受信エリアには、市からの緊急割り込み放送によるほか、 上越ケーブルビジョン㈱及び(公社)上越市有線放送電話協会の放送エリアでは番組中 に災害に関する放送を行う場合がある。また安全メール、ソーシャルメディア等による 広報、情報伝達も考慮する。

[(参照)上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第9節]

10.7 住民等の避難(津波)

10.7.1 市が行う、津波避難に関する情報(避難指示)の発令基準等

(1) 発令基準

新潟県上中下越地方に大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたとき

(2) 解除基準

新潟県上中下越地方の大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除されたとき

(3) 発令時の状況等と、市民に求める行動

X	分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動
避		気象庁から津波予報区「新潟県 上中下越」に大津波警報、津波警 報が発表されたとき	沿岸部や川沿いに いる人	ただちに沿岸部や川沿いから離 れ高台や避難ビルなど安全な場 所に避難する
指	示 示	気象庁から津波予報区「新潟県 上中下越」に津波注意報が発表さ れたとき	海の中や海岸にい る人	ただちに海から上がって、海岸から離れ、高く安全な場所に避難する。

10.7.2 津波警報等の伝達

- (1) 市長は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、ただちにその内容に応じ、警報発表時の情報伝達体制等により、適切な方法で所在官公庁及び市民に周知するとともに、的確な防災及び避難対策等の必要な措置を講ずる。
- (2) 警報等の伝達経路及び手段は、「3.1.2 津波に関する注意報、警報及び特別警報等」 (9)のとおり。

10.7.3 避難指示等の発令、伝達

避難指示等の発令は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。

|・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難の理由 ・避難時の注意事項

10.7.4 避難場所(高台や避難ビルなど安全な場所)への避難

市民等は、強い地震(震度 4 程度)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、大津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報等を見聞きしたら速やかに避難する。

津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。

10.7.5 避難誘導

市は、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される 津波到達時間も考慮しつつ、避難誘導や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を 行う。

10.7.6 孤立対策

県は、関係機関に協力を要請し、地震又は津波の被害により孤立して危険な状態に おかれている市民を、ヘリコプター又はボートを活用して輸送する。

10.7.7 避難所相互の移送

市は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送 方法を検討する。

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第1章第5節]

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第7節]

10.8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は直ちにこの状況を関係機関(高田河川国道事務所、上越地域振興局長、保線区長、上越警察署長)その他必要な団体に通報するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者にただちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊・漏水後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の 長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める ものとする。

10.9 緊急排水(津波)

市は、津波により浸水した地域の迅速な排水を実施するための緊急排水体制を整備する。

10.10 非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者である市長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 防災関係機関の相互協力体制

11.1 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長及び新潟県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、 水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地 区の指定等に係る援助を行う。

〈 河川管理者の協力が必要な事項 〉(例)

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、 河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

〈 河川管理者の援助が必要な事項 〉(例)

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に 有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水 害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

11.2 市からの応援要請

11.2.1 他市町村に対する要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めたときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。 応援要請は文書で行うものとするが、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

11.2.2 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援(斡旋を含む。)を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(1) 連絡先及び連絡方法

県防災局(県災害対策本部設置後は、災害対策本部)へ、電話、FAX及び防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)又は口頭で行う。なお、電話、防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)及び口頭により要請した場合は、後にFAXで報告する。

(2) 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

11.2.3 指定地方行政機関に対する要請

- (1) 市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 指定地方行政機関の長は、市長から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認められる職員を派遣するよう努める。

11.2.4 北陸地方整備局に対する依頼

市は、地域に応急処置の必要がある場合、県に対し北陸地方整備局への応急処置の実施要請を依頼することができる。

11.2.5 災害時応援協定事業所及び団体等に対する要請

市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定 事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請する。

11.2.6 応援要請及び職員の派遣要請時の共通事項

応 援 要 請	職員の派遣要請
・ 応援を必要とする理由	・ 派遣を必要とする理由
・ 応援を必要とする場所	・ 派遣を要請する職員の職種別人員
・ 応援を必要とする期間	・ 派遣を必要とする期間
・ その他応援に関し必要な事項	・ その他派遣に関し必要な事項

11.3 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び上越地域消防事務組合の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救 急事故及び大火災が発生したとき、消防組織法第 39 条及び第 44 条に基づく応援要請を 行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

11.3.1 救助・救急及び火災等の広域応援要請(応援要請の種別及び連絡先)

	応援協定名称等	連 絡 先	連絡の内容	出動機関等
1	新潟県広域消防 相互応援協定	糸魚川市消防本部 025-552-0119 新潟市消防局 025-288-3250(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局消防課 025-282-1664(昼) 025-285-5511(夜) 新潟市消防局 025-288-3250(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局消防課 025-288-1664(昼) 025-288-1664(昼) 025-285-5511(夜)	ブロック内要請 要請の報告 要請の報告 派遣要請、県内隊指揮 統制依頼 要請の報告及び緊急消 防援助隊要請の相談	糸魚川市消防本部 ①直近隣接地域の 消防本部等 ②県下全地域の消 防本部
2	緊急消防援助隊 要綱	県防災局消防課 025-282-1664(昼) 025-285-5511(夜) 新潟市消防局 025-288-3250(昼)	要請 要請の報告 (代表消防 本部)、県内隊指揮統制	消防庁に登録され ている全国の救助、 救急及び消火部隊 等

応援協定名称等	連 絡 先	連絡の内容	出動機関等
	025-288-3270(夜)	依頼	

11.3.2 消防防災へリコプターの応援要請

(1) 応援要請の種別及び要請先は、次のとおりとする。

応援協定名称等	要請種別	要 請 先	備考
新潟県消防防災ヘリコ プター応援協定	・調査、情報収集等・火災(消火)・救助・救急	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263 FAX025-270-0265	
広域航空消防応援実施 要綱	・ 救援物資、人員等の搬送	消防庁長官(県防災局) TEL 025-282-1664(昼) 025-285-5511(夜) FAX 025-282-1667	消防防災航空隊を有 する県及び政令指定 都市の消防機関等

(2) 市は、消防防災へリコプターの応援要請を行う場合、上越地域消防事務組合の協力を得て指定されているヘリポート適地の安全確認を行うなど直ちに使用できる態勢を整え、使用予定地及び状況を県に連絡する。

11.4 自衛隊への災害派遣要請

市長は、必要と認めるときは、知事に対し自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

11.4.1 自衛隊の災害派遣基準

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

11.4.2 災害派遣要請手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派 遣要請依頼書を県の防災局経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、 電話等で通報し、事後に文書を提出する。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知する。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の	災害派遣担当窓口	住 所 等							
防災局	危機対策課	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1							
	危機対策第1係	電話 025-285-5511(代)(内 6111、6434、6435、6436、6439)							
		025-282-1638(直通)							
		防災無線:(上越市発信番号8)-401-20-6111、6434、6435、							
		6436、6439							
		NTT FAX 025-282-1640							
		衛星 FAX: (上越市発信番号 8)-401-881							

11.4.3 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概 要								
①被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段により情報収集活動を行い、								
	被害状況を把握する。								
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で必								
乙姓無り7友切	要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。								
③遭難者等の捜索・救	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優								
助	先して捜索・救助活動を行う。								
(4) 水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水								
(生) (別位期)	防活動を行う。								
(5)消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具(航空機)をもって、消防								
少 何例位勤	機関に協力し消火に当たる。								
	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害があ								
⑥障害物の排除	る場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられ								
	る場合、それらの啓開又は除去に当たる。								
⑦応急医療、救護及び	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関								
防疫	係機関の提供するものを使用する。)								
⑧人員及び物資の緊	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊								
急輸送	急輸送を実施する。								
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。								
⑩救援物資の無償貸	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令								
型 秋後初員の 無 員員 与 又は譲与	(昭和 33 年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し生活必需								
一	品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。								
⑪危険物の保安及び	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物								
除去	の保安及び除去を行う。								
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについ								
	て所要の措置を取る。								

11.5 特定緊急水防活動(第32条)

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定める もの

国土交通大臣は、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

11.6 関川姫川水防連絡会への参加

市は、関川姫川水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

11.7 企業(地元建設業者等)との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して、地元建設業者等と協定を締結するなど連携を図る。

11.8 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第12章 費用負担と公用負担

12.1 費用負担

市の水防に要する費用は、当該区域を管理する市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。

(法第41条、23条の第3項、第4項)

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第 42 第 2 項)

12.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため必要あるときは水防管理者及び消防団長又は消防機関の長は、次の権限 を行使することができる。(法第 28 条)

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の収用
- ・車両、その他の運搬用機器
- ・排水用機器の使用
- ・工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、土石、竹木その他の資材の収用を除いて、上記の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあって その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委 任証を携行し、必要な場合にこれを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあっては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価により その損失を補償するものとする。(法第28条) 公用負担権限委任証

第 号

身 分

氏 名

上記の者に上越市における水防法第28条第2項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 又は水防団長 消防機関の長 氏

名

印

公用負担命令書

第 号

種 類 員 数

使 用 収 用 処 分

令和 年 月 日

水防管理者 氏 名

事務取扱者 氏 名 印

殿

第 13 章 水防報告等

13.1 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に地域振興局を経由して土木部河川管理課(水 防本部)にその概況を速報するものとする。また、直轄河川にあっては高田河川国道事 務所長にも概況を報告すること。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

13.2 水防活動実施報告(昭和53年1月28日付け、建設省河治発第4号、河川局長通知)

- (1) 水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第 1 号様式により、上越地域振興局長及び高田河川国道事務所長に報告しなければならない。
 - ・ 水防実施河川名及び位置
 - •活動日時
 - ・活動人員(当該箇所の延人員)
 - ・水防活動費用の内訳
 - その他必要事項
- (2) 下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じて報告する。
 - ・天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - ・ 警戒出動及び解散命令の時刻
 - ・消防団員又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
 - ・水防作業の状況
 - ・堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - ・使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分(水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること。)
 - ・法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
 - ・障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
 - ・土地を一時使用した時はその箇所及び所有者住所氏名とその事由
 - ・自衛隊及び一般の応援の状況
 - ・居住者出動の状況
 - ・警察の援助状況
 - · 現場指導官公吏氏名
 - ・立退きの状況及びそれを指示した理由
 - ・水防関係者の死傷
 - ・殊勲者及びその功績
 - ・今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

- ・ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及 びその損傷状況
- ・その他必要な事項
- 注)年間の主要資材使用額が一定の額(補助基本額約35万円)以上となると補助金が交付される予定なので、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類(資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等)を整理しておくこと。

第1号樣式

##1 ΉI 動報 汨 防 ¥

水防管理団体名

作 故 住 氏 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市

概 況 川 警戒水位 m m m m m m m m m m m m m m m m m m m	施 節 所	時 自 月 日 時 至 月	新 水 防 団 員 消 防 団 員	<u> </u>	防 作 業 の 箇所		提 防 田 M M W	m m' m'	w m m² m²	まず、 (報	袋、土穣	\$		0	水防活動に関する 自 己 批 判 備 **
	g	盘	W				*************************************	E	Ħ	居住者の出動状況		水防関係者の死傷	***************************************	雨量水位の状況	
			O 他	¥			道路	В	В						
			∢□	***************************************			шини	≺	<	***************************************			***************************************		
			1	Y	l	Ħ	その他						•		

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第2号様式

令和〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日~〇日)

离 〇競

mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。 〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100

主な活動内容	土のう 積み(300袋) 避難誘導(20世帯) 排水作業(3件)
出動延人数	- 土 c () ・ 上 c () ・ 避糞 ・ ・ 避糞
活動時間	○/○~○/○ 約12時間

水防活動または 被害状況写真

水防活動または 被害状況写真 00川左岸(00地先) 積み土のうエ 00川左岸(00地先)

堤防巡視

水防活動または 被害状況写真

水防活動または 被害状況写真

> 〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪エ

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所

第3号様式

水防活動実施報告書

町	A		析		***************************************												
卅	车	無		***************************************		***************************************											
Ш	KH)															Æ	
		ち主要資材35万円以上使用団体分	***	#=			**************************************										
			資料	その他資材												E	
			(使用	主要資材												E	
		左のう	<u> </u>	**************************************													
		***		E													
		用質材	7. 0. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	んの高質を	E												
		使月			士 承 文	E											
		田 田 田 一 田 田 正 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		1	I		I	l	I								
		水防	±	* ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±		l		l				()	0	()			
	引 県		\$		5道府)分回	月 分	月 分	月 分	nia.	抽	新理団体分 回 迄	月 分	月 分	月 分	抽	11111	
	新潟		M		原 無		**************************************		1	■集	水防管				小	₩	

第14章 水防訓練

14.1 水防訓練

水防管理団体である市は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

14.2 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係わる消防団及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する 法律に規定された津波避難訓練が行われるときはこれに参加しなければならない。

第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置等

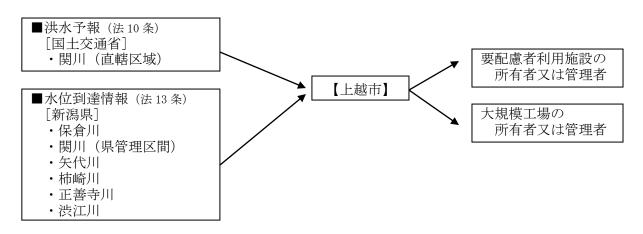
15.1 洪水対応

(1) 浸水想定区域の指定状況

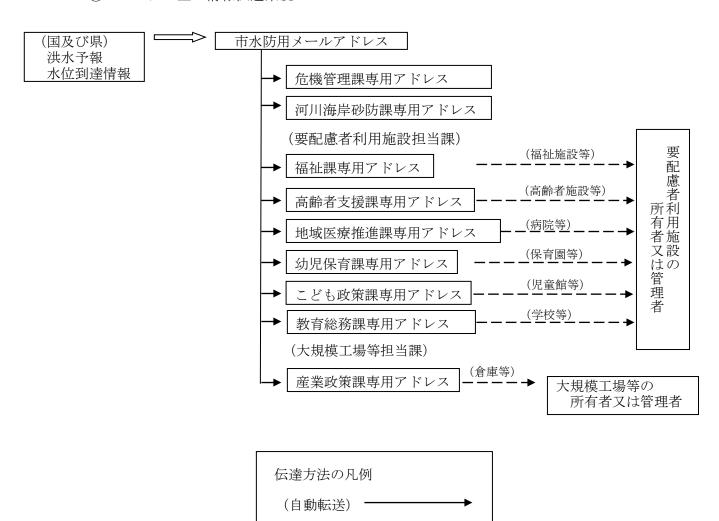
国土交通省及び新潟県知事は、洪水予報指定河川、水位周知河川、特定都市河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

- (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 上越市防災会議は、洪水予報指定河川、水位周知河川及び洪水による災害の発生を 警戒すべき河川について、浸水想定区域の指定があったときは、上越市地域防災計画 において、少なくとも当該浸水想定区域毎に、次に掲げる事項について定める。
 - ・洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ・避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
 - ・災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水、内水又 は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ・浸水想定区域内にある次に掲げる施設の名称及び所在地
 - A 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として 防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑 かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - B 大規模な工場その他の施設(Aに掲げるものを除く。)であって市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)
 - ・その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (3) 上越市地域防災計画に定める、洪水予報及び水位到達情報の伝達方法 上越市地域防災計画自然災害対策編に定める、洪水予報及び水位到達情報の具体的 な伝達方法は次のとおりとする。
 - ① 法律上の情報伝達系統



② システム上の情報伝達系統



(手動転送)

③ 伝達方法等

- (ア) 警報等の発表等
- (イ) 庁内の警戒待機体制の整備

関係課長及びあらかじめ指名された担当者は、危機管理課からの指示により、構成員グループ2として登庁し水位を監視

※市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第1節

- (ウ) 洪水予報又は水位到達情報の発表
- (エ)国及び県が水位到達情報を上越市へ通知 発表の機を逃さないよう、関係課の担当者は水位観測とメールチェックを 継続
- (オ) 関係課(福祉課、高齢者支援課、地域医療推進課、幼児保育課、こども政策 課、教育総務課、産業政策課)から、要配慮者利用施設及び大規模工場等へ、 洪水予報又は水位到達情報を伝達(関係課が受信した電子メールを、該当す る施設へ手動で転送する)

※洪水予報等は河川ごとに発表されるが、各施設へは全ての情報を伝達する

(4) 洪水ハザードマップ

市は、浸水想定区域の指定等に基づき、当該浸水区域ごとに、避難場所への避難等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

又はハザードマップに記載した事項を、市のホームページへの掲載し、住民が提供 を受けることができる状態にしている。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報指定河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条の 3 の規定により上越市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告しなければならない。また、当該計画に定めるところにより訓練を行うとともに、その結果を市長に報告することとする。さらに、市長は、当該計画の作成及び訓練の実施について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けたときは、必要な助言又は勧告ができる。

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条の 4 の規定により上越市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市の大規模工場等関係課(産業政策課、産業立地課)は、当該大規模工場等の所有者又は管理者からの計画作成等に関する報告を受け付ける。

上越市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織 の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

(8) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

15.2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域等の指定の検討

県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や津波災害危険区域の指定について検討を行い、市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第1章第3節]

(2) 津波避難体制の整備

市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所等の機能・環境整備、個別避難計画の策定及び福祉避難所の指定等を行うなど、体制を整備する。

[(参照)上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第1章第5節]

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、津波災害警戒区域の指定に関わらず、県津波災害想定に基づき、図面に人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

第 16 章 水防協力団体

16.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を、その申請により、 水防協力団体として指定することができる。

16.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

16.3 水防協力団体と消防団等の連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。 また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。 津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定 された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

16.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理者は、水防協力団体の申請により、指定することとする。また指定の際は、 合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。